

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
9	<p>第2編 一般災害編 第1章 地域防災計画・一般災害編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 11 関東総合通信局 (1)、(2) (略) (3)災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車__の貸出し (4)、(5) (略)</p>	<p>第2編 一般災害編 第1章 地域防災計画・一般災害編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 11 関東総合通信局 (1)、(2) (略) (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車<u>等</u>の貸出し (4)、(5) (略)</p>	<p>関東総合通信局修正</p>
13	<p>第6 指定地方公共機関 3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田<u>瓦斯</u>株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会) (1)、(3) (略)</p>	<p>第6 指定地方公共機関 3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田<u>ガス</u>株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会) (1)、(3) (略)</p>	<p>吉田ガス(株)修正</p>
14	<p>第2節 山梨県の概況 1 県土の自然的条件 (1) 位置及び面積 東西 東経 138° <u>11'00"</u> (南アルプス市) ~ 139° 08' <u>16"</u> (上野原市) 86.7km 南北 北緯 35° <u>09'54"</u> (南部町) ~ 35° 58' <u>07"</u> (北杜市) 89.2km <hr/> 面積 4,465.<u>37</u> 平方km (全国総面積の1.2% 全国第32位) <hr/></p>	<p>第2節 山梨県の概況 1 県土の自然的条件 (1) 位置及び面積 東西 東経 138° <u>10'49"</u> (南アルプス市) ~ 139° 08' <u>04"</u> (上野原市) 86.7km 南北 北緯 35° <u>10'06"</u> (南部町) ~ 35° 58' <u>18"</u> (北杜市) 89.2km <u>(国土地理院「都道府県及び市区町村の東西南北端点の経度緯度(令和4年1月13日時点)」)</u> 面積 4,465.<u>27</u> 平方km (全国総面積の1.2% 全国第32位) <u>(国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調(令和4年4月1日時点)」)</u></p>	<p>国土地理院関東地方測量部修正</p>
16	<p>2 本県の社会的条件 (2) 土地 本県の県土面積は、<u>4,465.37km²</u>となっており、その約 78%が森林で占め</p>	<p>2 本県の社会的条件 (2) 土地 本県の県土面積は、<u>4,465.27km²</u>となっており、その約 78%が森林で占め</p>	<p>国土地理</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
24	<p>られている。 人口の増加、都市化の進展、産業経済の活発化に伴い農用地が減少し、住宅地、工業用地などの宅地が増加し続けている。</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 防災組織の充実 1 県の防災組織 (4) 応急体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援先などの指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等、必要な準備を整える。 ・県は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により業務継続性の確保を図る。 ・県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。 <hr/> <p>3 防災関係機関の防災組織 本県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>られている。 人口の増加、都市化の進展、産業経済の活発化に伴い農用地が減少し、住宅地、工業用地などの宅地が増加し続けている。</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 防災組織の充実 1 県の防災組織 (4) 応急体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援先などの指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等、必要な準備を整える。 ・県は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により業務継続性の確保を図る。 ・県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。 ・<u>県は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u> <p>3 防災関係機関の防災組織 本県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。</p> <p><u>また、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>院関東地方測量部修正</p> <p>防災基本計画修正のため</p> <p>防災基本計画修正のため</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
27	<p>第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練</p> <p>1 防災知識の普及・教育</p> <p>(3) 幼児、児童、生徒等に対する教育</p> <p>災害予防責任者は、幼児、児童、生徒等に対し災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p>	<p>第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練</p> <p>1 防災知識の普及・教育</p> <p>(3) 幼児、児童、生徒等に対する教育</p> <p>災害予防責任者は、幼児、児童、生徒等に対し災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p> <p><u>また市町村(県)は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本 計画修正 のため</p>
28	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>(9) 災害教訓の伝承</u></p> <p><u>県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>国土地理 院関東地 方測量部 修正</p>
31	<p>第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充</p> <p>2 防災資機材の整備</p> <p>防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。</p> <p>(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関</p>	<p>第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充</p> <p>2 防災資機材の整備</p> <p>防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。</p> <p>(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関</p>	<p>関東農政 局修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

31	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材</th> <th>保管機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防用備蓄資機材</td> <td>水防管理団体</td> </tr> <tr> <td>救助用資機材及び医薬品</td> <td>各地区医師会、医療機関等</td> </tr> <tr> <td>消防用資機材及び施設</td> <td>県立防災安全センター、消防署、消防団</td> </tr> <tr> <td>防疫用資機材</td> <td>保健所、衛生環境研究所、市町村等</td> </tr> <tr> <td>給水用資機材</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>たん水防除用資機材</td> <td>県、市町村</td> </tr> <tr> <td>災害警備活動用資機材</td> <td>警察本部、各警察署</td> </tr> <tr> <td>災害救助法給与物資</td> <td>契約団体</td> </tr> <tr> <td>備蓄食糧</td> <td>関東農政局（甲府地域センター）</td> </tr> <tr> <td>ライフライン復旧資材</td> <td>各事業者</td> </tr> </tbody> </table>	資機材	保管機関	水防用備蓄資機材	水防管理団体	救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等	消防用資機材及び施設	県立防災安全センター、消防署、消防団	防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等	給水用資機材	市町村	たん水防除用資機材	県、市町村	災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署	災害救助法給与物資	契約団体	備蓄食糧	関東農政局（甲府地域センター）	ライフライン復旧資材	各事業者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材</th> <th>保管機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防用備蓄資機材</td> <td>水防管理団体</td> </tr> <tr> <td>救助用資機材及び医薬品</td> <td>各地区医師会、医療機関等</td> </tr> <tr> <td>消防用資機材及び施設</td> <td>県立防災安全センター、消防署、消防団</td> </tr> <tr> <td>防疫用資機材</td> <td>保健所、衛生環境研究所、市町村等</td> </tr> <tr> <td>給水用資機材</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>たん水防除用資機材</td> <td>県、市町村</td> </tr> <tr> <td>災害警備活動用資機材</td> <td>警察本部、各警察署</td> </tr> <tr> <td>災害救助法給与物資</td> <td>契約団体</td> </tr> <tr> <td>備蓄食糧</td> <td>関東農政局（山梨県拠点）</td> </tr> <tr> <td>ライフライン復旧資材</td> <td>各事業者</td> </tr> </tbody> </table>	資機材	保管機関	水防用備蓄資機材	水防管理団体	救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等	消防用資機材及び施設	県立防災安全センター、消防署、消防団	防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等	給水用資機材	市町村	たん水防除用資機材	県、市町村	災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署	災害救助法給与物資	契約団体	備蓄食糧	関東農政局（山梨県拠点）	ライフライン復旧資材	各事業者	
資機材	保管機関																																														
水防用備蓄資機材	水防管理団体																																														
救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等																																														
消防用資機材及び施設	県立防災安全センター、消防署、消防団																																														
防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等																																														
給水用資機材	市町村																																														
たん水防除用資機材	県、市町村																																														
災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署																																														
災害救助法給与物資	契約団体																																														
備蓄食糧	関東農政局（甲府地域センター）																																														
ライフライン復旧資材	各事業者																																														
資機材	保管機関																																														
水防用備蓄資機材	水防管理団体																																														
救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等																																														
消防用資機材及び施設	県立防災安全センター、消防署、消防団																																														
防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等																																														
給水用資機材	市町村																																														
たん水防除用資機材	県、市町村																																														
災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署																																														
災害救助法給与物資	契約団体																																														
備蓄食糧	関東農政局（山梨県拠点）																																														
ライフライン復旧資材	各事業者																																														
35	<p>第5節 風水害等予防対策</p> <p>3 河川対策(県土整備部)</p> <p>(3) 浸水想定区域の指定・公表</p> <p>洪水により相当な損害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川等の河川</p> <p>において、水害等により浸水が想定される区域についてその範囲と水深を明らかにし浸水想定区域として指定する。また、指定にあたりその区域及び水深について公表するとともに関係市町村に通知する。</p> <p>浸水想定区域図は市町村の長が、洪水ハザードマップを作成する際にも活用されるものである。</p> <p>(4) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村は、</p> <p>水位情報や洪水予報の伝達方法、避難所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を市町村地域防災計画において定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずるものとする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知</p>	<p>第5節 風水害等予防対策</p> <p>3 河川対策(県土整備部)</p> <p>(3) 浸水想定区域の指定・公表</p> <p>洪水により相当な損害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川並びに流域に住宅や避難経路等の防護対象がある中小河川</p> <p>において、水害等により浸水が想定される区域についてその範囲と水深を明らかにし浸水想定区域として指定する。また、指定にあたりその区域及び水深について公表するとともに関係市町村に通知する。</p> <p>浸水想定区域図は市町村の長が、洪水ハザードマップを作成する際にも活用されるものである。</p> <p>(4) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に水位情報や洪水予報について、住民への避難指示等の発令基準のひとつとして定める。また、水位情報や洪水予報の伝達方法、避難所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を市町村地域防災計画において定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなどの印刷物の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知</p>	<p>甲府地方 気象台修 正</p> <p>甲府地方 気象台修 正</p>																																												

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
37	<p>に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 (略)</p> <p>4 砂防対策(土砂災害対策)(県土整備部) (6) 各種規制による災害防止対策 ・宅地造成対策 県は、「宅地造成規制法」及び「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 (略)</p> <p>4 砂防対策(土砂災害対策)(県土整備部) (6) 各種規制による災害防止対策 ・宅地造成対策 県は、「宅地造成規制法」及び「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。</p> <p>・盛土対策 県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本 計画修正 のため</p>
38	<p>5 土砂災害警戒区域等における対策(県土整備部) (4) 土砂災害警戒情報 イ 土砂災害警戒情報の発表 気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と気象台が共同で作成し、市町村単位で発表する。(発表の対象地域、基準、伝達方法等は、「第3章 第2節 災害関係情報等の受伝達」を参照)</p> <p>_____</p> <p>第7節 建築物災害予防対策 1 不燃建築物の建設促進対策</p>	<p>5 土砂災害警戒区域等における対策(県土整備部) (4) 土砂災害警戒情報 イ 土砂災害警戒情報の発表 大雨警報(土砂災害)発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準(土砂災害発生危険基準線)に2時間先までに達すると予想されたときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。(発表の対象地域、基準、伝達方法等は、「第3章 第2節 災害関係情報等の受伝達」を参照)</p> <p>第7節 建築物災害予防対策 1 不燃建築物の建設促進対策</p>	<p>甲府地方 気象台修正</p>

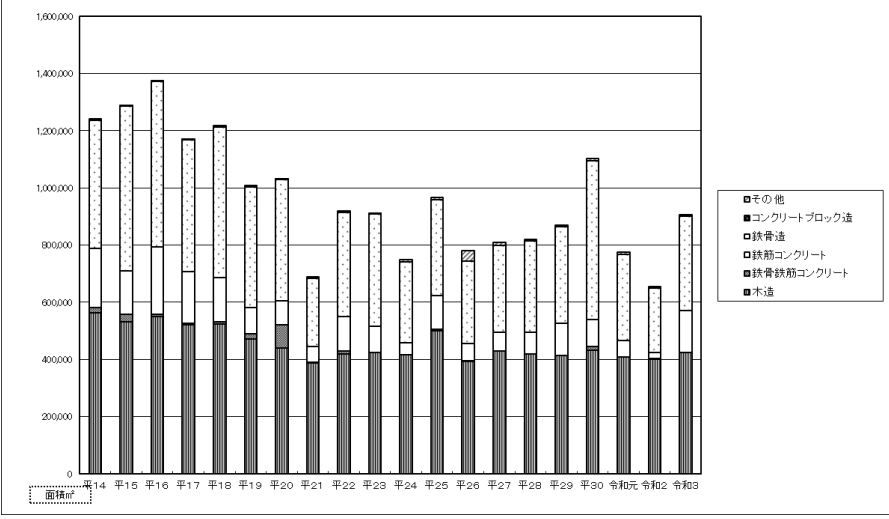
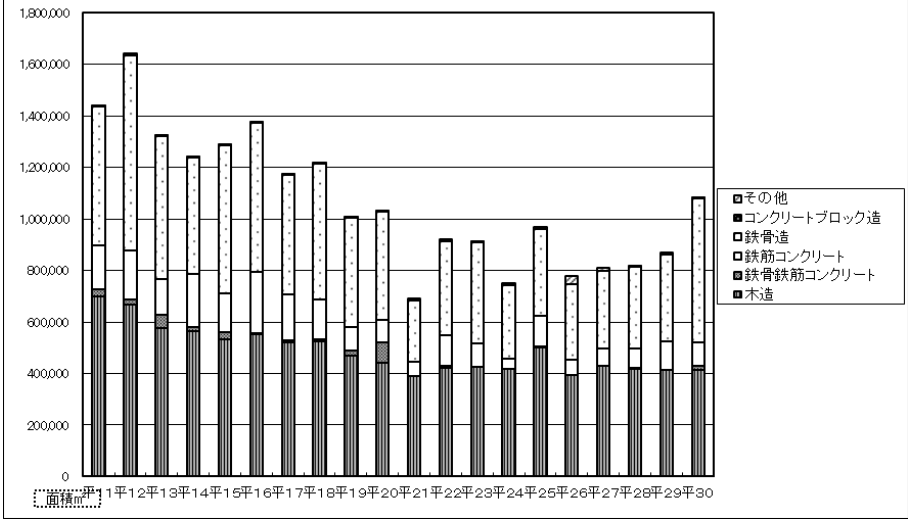
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

42	<p>県及び市町村は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次により建築物の不燃化の促進を図る。</p> <p>(1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導を行う。</p> <p>ア 地域指定の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">防火地域</th> <th style="width: 15%;">準防火地域</th> <th style="width: 55%;">建築基準法第22条の指定地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>甲府市</td><td style="color: red;">60.0ha</td><td style="color: red;">197.0ha</td><td>1797ha</td></tr> <tr><td>富士吉田市</td><td></td><td>42.0</td><td>577</td></tr> <tr><td>甲州市</td><td></td><td>10.0</td><td>850</td></tr> <tr><td>都留市</td><td></td><td>23.0</td><td>326</td></tr> <tr><td>山梨市</td><td></td><td style="color: red;">7.2</td><td>172</td></tr> <tr><td>大月市</td><td>2.6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>韮崎市</td><td></td><td style="color: red;">27.0</td><td></td></tr> <tr><td>甲斐市</td><td></td><td>2.8</td><td>802</td></tr> <tr><td>富士川町</td><td></td><td></td><td>68</td></tr> <tr><td>身延町</td><td></td><td></td><td>900</td></tr> <tr><td>上野原市</td><td></td><td>10.2</td><td>90</td></tr> <tr><td>市川三郷町</td><td></td><td></td><td>120</td></tr> </tbody> </table>		防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域	甲府市	60.0ha	197.0ha	1797ha	富士吉田市		42.0	577	甲州市		10.0	850	都留市		23.0	326	山梨市		7.2	172	大月市	2.6			韮崎市		27.0		甲斐市		2.8	802	富士川町			68	身延町			900	上野原市		10.2	90	市川三郷町			120	<p>県及び市町村は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次により建築物の不燃化の促進を図る。</p> <p>(1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導を行う。</p> <p>ア 地域指定の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">防火地域</th> <th style="width: 15%;">準防火地域</th> <th style="width: 55%;">建築基準法第22条の指定地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>甲府市</td><td style="color: red;">59.0ha</td><td style="color: red;">198.0ha</td><td>1797ha</td></tr> <tr><td>富士吉田市</td><td></td><td>42.0</td><td>577</td></tr> <tr><td>甲州市</td><td></td><td>10.0</td><td>850</td></tr> <tr><td>都留市</td><td></td><td>23.0</td><td>326</td></tr> <tr><td>山梨市</td><td></td><td style="color: red;">8.3</td><td>172</td></tr> <tr><td>大月市</td><td>2.6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>韮崎市</td><td></td><td style="color: red;">42.0</td><td></td></tr> <tr><td>甲斐市</td><td></td><td>2.8</td><td>802</td></tr> <tr><td>富士川町</td><td></td><td></td><td>68</td></tr> <tr><td>身延町</td><td></td><td></td><td>900</td></tr> <tr><td>上野原市</td><td></td><td>10.2</td><td>90</td></tr> <tr><td>市川三郷町</td><td></td><td></td><td>120</td></tr> </tbody> </table>		防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域	甲府市	59.0ha	198.0ha	1797ha	富士吉田市		42.0	577	甲州市		10.0	850	都留市		23.0	326	山梨市		8.3	172	大月市	2.6			韮崎市		42.0		甲斐市		2.8	802	富士川町			68	身延町			900	上野原市		10.2	90	市川三郷町			120	都市計画 課修正
	防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域																																																																																																								
甲府市	60.0ha	197.0ha	1797ha																																																																																																								
富士吉田市		42.0	577																																																																																																								
甲州市		10.0	850																																																																																																								
都留市		23.0	326																																																																																																								
山梨市		7.2	172																																																																																																								
大月市	2.6																																																																																																										
韮崎市		27.0																																																																																																									
甲斐市		2.8	802																																																																																																								
富士川町			68																																																																																																								
身延町			900																																																																																																								
上野原市		10.2	90																																																																																																								
市川三郷町			120																																																																																																								
	防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域																																																																																																								
甲府市	59.0ha	198.0ha	1797ha																																																																																																								
富士吉田市		42.0	577																																																																																																								
甲州市		10.0	850																																																																																																								
都留市		23.0	326																																																																																																								
山梨市		8.3	172																																																																																																								
大月市	2.6																																																																																																										
韮崎市		42.0																																																																																																									
甲斐市		2.8	802																																																																																																								
富士川町			68																																																																																																								
身延町			900																																																																																																								
上野原市		10.2	90																																																																																																								
市川三郷町			120																																																																																																								
42	<p>イ 建築物の構造別面積</p> <p>県下の平成11年から平成30年までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。</p>	<p>イ 建築物の構造別面積</p> <p>県下の平成14年度から令和3年度までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。</p>	建築住宅 課修正																																																																																																								

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------



43 2 都市再開発計画
 市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進する。
 なお、大月市においては、市中心部国道20号沿いの2.13haについて、市街地の災害防止のため、旧防災建築街区の指定を受け、防災建築街区造成事業を行った。
 また、甲府市において、中央4E地区・国母南地区・甲府紅梅地区・中央一丁目地区の市街地再開発事業 を行った。

2 都市再開発計画
 市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進する。
 なお、大月市においては、市中心部国道20号沿いの2.13haについて、市街地の災害防止のため、旧防災建築街区の指定を受け、防災建築街区造成事業を行った。
 また、甲府市において、中央4E地区・国母南地区・甲府紅梅地区・中央一丁目地区の市街地再開発事業又は優良建築物等整備事業を行った。

3 公共施設災害予防計画
 (1) (略)
 (2) 県有建物の現況
 ア 県有建物所管別一覧表
 (令和2年3月31日現在)

区分	木造		非木造	
	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)

3 公共施設災害予防計画
 (1) (略)
 (2) 県有建物の現況
 ア 県有建物所管別一覧表
 (令和4年3月31日現在)

区分	木造		非木造	
	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)

都市計画
課修正

資産活用
課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧				新				改正理由
------	---	--	--	--	---	--	--	--	------

		-		-						
知事政策局	0	0.00	10		3,676.43	感染症対策センター	<u>0</u>	<u>0.00</u>	<u>6</u>	<u>1,184.30</u>
スポーツ振興局	0	0.00	<u>15</u>		<u>3,062.11</u>	知事政策局	0	0.00	10	3,676.43
県民生活部	0	0.00	<u>50</u>		<u>43,775.86</u>	スポーツ振興局	0	0.00	<u>17</u>	<u>3,748.18</u>
						県民生活部	0	0.00	<u>34</u>	<u>29,870.31</u>
						男女共同参画・共生社会推進統括官	<u>0</u>	<u>0.00</u>	<u>6</u>	<u>7,587.19</u>
<u>リニア交通局</u>	0	0.00	3		2,578.40	<u>リニア未来創造局</u>	0	0.00	3	2,578.40
総務部	3	49.76	<u>120</u>		<u>88,479.44</u>	総務部	3	49.76	<u>128</u>	<u>87,552.60</u>
防災局	0	0.00	24		10,499.74	防災局	0	0.00	24	10,499.74
福祉保健部	5	185.77	<u>118</u>		<u>56,228.57</u>	福祉保健部	5	185.77	<u>101</u>	<u>56,785.28</u>
子育て支援局	<u>4</u>	<u>1,074.65</u>	<u>31</u>		<u>15,063.61</u>	子育て支援局	<u>3</u>	<u>286.39</u>	<u>29</u>	<u>9,484.64</u>
						<u>林政部</u>	<u>79</u>	<u>7,982.95</u>	<u>53</u>	<u>8,974.42</u>
<u>森林環境部</u>	<u>78</u>	<u>7,985.94</u>	<u>72</u>		<u>10,639.85</u>	<u>環境・エネルギー部</u>	<u>1</u>	<u>15.30</u>	<u>25</u>	<u>7,975.14</u>
産業労働部	4	33.55	<u>95</u>		<u>53,852.11</u>	産業労働部	4	33.55	<u>96</u>	<u>53,864.06</u>
観光文化部	<u>14</u>	<u>337.35</u>	39		62,643.19	観光文化部	<u>15</u>	<u>412.54</u>	39	62,643.19
農政部	7	655.24	<u>312</u>		<u>69,528.75</u>	農政部	7	655.24	<u>315</u>	<u>70,967.04</u>
県土整備部	32	4,269.68	<u>1,211</u>		<u>672,249.91</u>	県土整備部	32	4,269.68	<u>1,210</u>	<u>671,756.54</u>
企業局	<u>14</u>	<u>2,070.91</u>	<u>64</u>		<u>20,068.22</u>	企業局	<u>17</u>	<u>2,110.66</u>	<u>69</u>	<u>21,146.39</u>
教育委員会	<u>20</u>	<u>2,143.81</u>	<u>1,063</u>		<u>598,697.95</u>	教育委員会	<u>27</u>	<u>5,954.28</u>	<u>1,046</u>	<u>608,114.82</u>
警察本部	<u>21</u>	<u>1,888.78</u>	<u>738</u>		<u>104,560.04</u>	警察本部	<u>23</u>	<u>2,058.03</u>	<u>745</u>	<u>112,927.38</u>
総計	<u>202</u>	<u>20,695.44</u>	<u>3,965</u>		<u>1,815,603.65</u>	総計	<u>216</u>	<u>24,014.15</u>	<u>3,956</u>	<u>1,831,336.05</u>

※ 箇所数は一施設を一箇所とした数字。ただし、同一施設内に木造、非木造がある場合は、各々木造1、非木造1とし、施設の付属建物(宿舍等)であっても離れているものは、別個の物として扱った。なお県営住宅等集団住宅については一団地を一施設とした。

※ 箇所数は一建築物を一箇所とした数値。なお、同一建築物内に木造、非木造がある場合は、各々木造1、非木造1として扱った。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
50	<p>第11節 情報通信システムの整備 (略)</p> <p>4 震度情報ネットワークシステムの整備 県内64カ所に設置した計測震度計の地震情報を気象台へ伝送することで報道各社を通じて広く県民に知らせる <u>とともに、職員の非常参集システムと連携し機能の維持と向上に努める。</u> (略)</p>	<p>第11節 情報通信システムの整備 (略)</p> <p>4 震度情報ネットワークシステムの整備 県内64カ所に設置した計測震度計の地震情報を気象台へ伝送することで報道各社を通じて広く県民に知らせる。 <u>_____</u> (略)</p>	<p>防災危機 管理課修 正</p>
55	<p>第12節 要配慮者対策の推進 (略)</p> <p>1 高齢者・障害者等の要配慮者対策 国(内閣府)が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月) _____」等に基づき、市町村は、「災害時要援護者支援マニュアル」(行動計画)を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。 (略)</p>	<p>第12節 要配慮者対策の推進 (略)</p> <p>1 高齢者・障害者等の要配慮者対策 国(内閣府)が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改定版) _____」等に基づき、市町村は、「災害時要援護者支援マニュアル」(行動計画)を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。 (略)</p>	<p>防災危機 管理課修 正</p>
57	<p>第14節 災害ボランティア支援体制の整備 1(略)</p> <p>2 県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域のNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 また、平常時の登録、 _____ 研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 応急活動体制</p>	<p>第14節 災害ボランティア支援体制の整備 1(略)</p> <p>2 県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域のNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 また、平常時の登録、 <u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u> 研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 応急活動体制</p>	<p>防災基本 計画修 正のため</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

59	<p>1 県災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ 火山噴火</p> <p>富士山に噴火警戒レベル4(避難準備)以上が発表されたとき</p> <p>エ（略）</p>	<p>1 県災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ 火山噴火</p> <p>富士山に噴火警戒レベル4(高齢者等避難)以上が発表されたとき</p> <p>エ（略）</p>	防炎危機 管理課修 正
60	<p>(2) 県災害対策本部の概要</p> <p>ア 組織系統</p> <p style="font-size: small;">(注) 災害の状況に応じて、現地災害本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度、本部長が定める。</p>	<p>(2) 県災害対策本部の概要</p> <p>ア 組織系統</p> <p style="font-size: small;">(注) 災害の状況に応じて、現地災害本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度、本部長が定める。</p>	防炎危機 管理課修 正
62	<p>(3)～(7)（略）</p> <p>(8) 県災害警戒本部</p> <p>(略)</p> <p>設置基準</p> <p>(略)</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 地震</p> <p>a 震度5弱・5強の地震が県内に発生したとき</p>	<p>(3)～(7)（略）</p> <p>(8) 県災害警戒本部</p> <p>(略)</p> <p>設置基準</p> <p>(略)</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 地震</p> <p>a 震度5弱・5強の地震が県内に発生したとき</p> <p>b 南海トラフ沿いでM7の地震が発生した場合で、県内震度4以下の</p>	防炎危機 管理課修 正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

63	<p>b <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>が発表されたとき</p> <p>2 県職員の配備態勢 (略) (1)~(2) (略) (3) 初動体制職員 (略) ア 県内で震度6弱以上の大規模地震が発生したとき イ 富士山において、噴火警戒レベル5が発表されたとき</p> <hr/> <p>ウ その他、交通網の途絶により、本庁舎や合同庁舎に多くの職員が速やかに参集できないとき 初動体制職員の分掌業務等については、別途定めることとする。</p> <p>8 広域応援体制に必要となる防災活動拠点 (1) 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>拠点施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>小瀬スポーツ公園</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防、国土交通省</td></tr> <tr><td>2</td><td>富士北麓公園</td><td>富士吉田市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>3</td><td>楡形総合公園</td><td>南アルプス市</td><td>市</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>4</td><td>富士川クラフトパーク</td><td>身延町</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>5</td><td>山梨県立防災安全センター</td><td>中央市</td><td>県</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>6</td><td>緑が丘スポーツ公園</td><td>甲府市</td><td>県・市</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>7</td><td>笛吹川フルーツ公園</td><td>山梨市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>8</td><td>曾根丘陵公園</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>9</td><td>桂川ウェルネスパーク</td><td>大月市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>10</td><td>韮崎中央公園</td><td>韮崎市</td><td>市</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>11</td><td>アイメッセ山梨</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>物流事業者等</td></tr> <tr><td>12</td><td>防災道の駅富士川</td><td>富士川町</td><td>国・市</td><td>警察、自衛隊、消防、国土交通省</td></tr> </tbody> </table>	No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途	1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省	2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防	3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防	4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防	5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防	6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防	7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防	8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防	9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防	10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防	11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等	12	防災 道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省	<p>地震の観測</p> <p>c <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>が発表されたとき</p> <p>2 県職員の配備態勢 (略) (1)~(2) (略) (3) 初動体制職員 (略) ア 県内で震度6弱以上の大規模地震が発生したとき イ 富士山において、噴火警戒レベル4が発表されたとき ウ <u>県内に特別警報が発表されたとき</u> エ その他、交通網の途絶により、本庁舎や合同庁舎に多くの職員が速やかに参集できないとき 初動体制職員の分掌業務等については、別途定めることとする。</p> <p>8 広域応援体制に必要となる防災活動拠点 (1) 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>拠点施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>小瀬スポーツ公園</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防、国土交通省</td></tr> <tr><td>2</td><td>富士北麓公園</td><td>富士吉田市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>3</td><td>楡形総合公園</td><td>南アルプス市</td><td>市</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>4</td><td>富士川クラフトパーク</td><td>身延町</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>5</td><td>山梨県立防災安全センター</td><td>中央市</td><td>県</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>6</td><td>緑が丘スポーツ公園</td><td>甲府市</td><td>県・市</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>7</td><td>笛吹川フルーツ公園</td><td>山梨市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>8</td><td>曾根丘陵公園</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>9</td><td>桂川ウェルネスパーク</td><td>大月市</td><td>県</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>10</td><td>韮崎中央公園</td><td>韮崎市</td><td>市</td><td>警察、自衛隊、消防</td></tr> <tr><td>11</td><td>アイメッセ山梨</td><td>甲府市</td><td>県</td><td>物流事業者等</td></tr> <tr><td>12</td><td><u>道</u>の駅富士川</td><td>富士川町</td><td>国・市</td><td>警察、自衛隊、消防、国土交通省</td></tr> </tbody> </table>	No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途	1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省	2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防	3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防	4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防	5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防	6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防	7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防	8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防	9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防	10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防	11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等	12	<u>道</u> の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省	<p>防災危機管理課修正</p> <p>道路管理課修正</p>
No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途																																																																																																																																	
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省																																																																																																																																	
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防																																																																																																																																	
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防																																																																																																																																	
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防																																																																																																																																	
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防																																																																																																																																	
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等																																																																																																																																	
12	防災 道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省																																																																																																																																	
No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途																																																																																																																																	
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省																																																																																																																																	
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防																																																																																																																																	
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防																																																																																																																																	
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防																																																																																																																																	
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防																																																																																																																																	
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防																																																																																																																																	
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等																																																																																																																																	
12	<u>道</u> の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省																																																																																																																																	
92																																																																																																																																					

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

(2) (略)

第2節 災害関係情報等の受伝達

1 防災気象情報の受理、伝達

(1) 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

ア 予報・特別警報・警報・注意報等の種類

(ア)、(イ) (略)

(ウ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

(2) (略)

第2節 災害関係情報等の受伝達

1 防災気象情報の受理、伝達

(1) 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

ア 予報・特別警報・警報・注意報等の種類

(ア)、(イ) (略)

(ウ) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)

種 類	概 要
<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u>

95

甲府地方
気象台修
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	<p><u>洪水警報の危険度分布</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p><u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u></p> <p>洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	

(工) (略)

(オ) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(工) (略)

(オ) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

甲府地方
気象台修
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

97	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) 記録的短時間大雨情報 山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p> <p>_____</p> <p>(ク)、(ケ) (略)</p> <p>(コ) <u>指定河川洪水予報</u> 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p style="text-align: center;"><u>指定河川洪水予報</u>の種類、課題と概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 20%;">標 題</th> <th style="width: 70%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">洪水警報</td> <td style="text-align: center;">氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況	<p style="text-align: center;"><u>大雨による災害発生の危険度が高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」という言葉を用いて解説する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。</u></p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) 記録的短時間大雨情報 山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>雨(1時間降水量、山梨県では 100 mm)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、「危険度分布」の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p> <p>(ク)、(ケ) (略)</p> <p>(コ) <u>洪水予報</u> 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p style="text-align: center;"><u>洪水予報</u>の種類、標題と概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 20%;">標 題</th> <th style="width: 70%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">洪水警報</td> <td style="text-align: center;">氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で	<p>甲府地方 気象台修正</p> <p>甲府地方 気象台修正</p> <p>甲府地方 気象台・ 治水課修正</p>
種類	標 題	概 要													
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況													
種類	標 題	概 要													
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で													

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧		新		改正理由
		<p>であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>		<p>あり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	<p>甲府地方 気象台・ 治水課修 正</p>
<p>氾濫危険情報</p>	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>氾濫危険情報</p>	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>		
<p>氾濫警戒情報</p>	<p><u>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>氾濫警戒情報</p>	<p><u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u> <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p>		
<p>洪水注意報</p>	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>	<p>洪水注意報</p>	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>		

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

98 イ 甲府地方気象台の伝達経路

（注1） すべての注意報、警報は、全機関（NTT東日本又はNTT西日本へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される）に伝達。ただし、J R東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

（注2） ⇨ 特別警報が発表された際に、山梨県に通知、市町村に周知の措置が義務づけられている伝達経路

※ 防災情報提供システム（インターネット）

イ 甲府地方気象台の伝達経路

注1) すべての注意報、警報は全機関（NTT東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。
 注2) ⇨ は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。
 注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。

※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、(株)日本ネットワークサービス
 ※2) 指定公共機関は、東京電力リニューアブルパワー（株）各事業所、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、NTT東日本山梨支店、東京ガス山梨
 ※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地第1特務隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

甲府地方気象台・治水課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

99	<p>ウ（略） エ 県の伝達</p> <p style="text-align: right;">凡例 防災行政無線 水防無線 その他</p>	<p>ウ（略） エ 県の伝達</p> <p style="text-align: right;">凡例 防災行政無線 水防無線 その他</p>	警備第二課修正
	<p>(2) 山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準 発表基準 <u>発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>（略）</p> <p>ウ 伝達経路 土砂災害警戒情報の伝達は、「<u>第2節、1 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達（1）カ 甲府地方気象台の伝達経路</u>」による。</p> <p>(3)～(6)（略）</p>	<p>(2) 山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準 発表基準 <u>発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に 2 時間先までに達すると予想されたときに、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>（略）</p> <p>ウ 伝達経路 土砂災害警戒情報の伝達は、「<u>第2節、1 防災気象情報の受理、伝達（1）イ 甲府地方気象台の伝達経路</u>」による。</p> <p>(3)～(6)（略）</p>	甲府地方気象台修正
101	<p>3 被害情報の収集伝達</p> <p>(4) 被害情報の収集・連絡</p> <p>・ 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発</p>	<p>3 被害情報の収集伝達</p> <p>(4) 被害情報の収集・連絡</p> <p>・ 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発</p>	防災基本計画修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
103	<p>生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。</p> <p>ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市町村は、直接消防庁に対し報告をするものとする。</p> <p>なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p> <p>4 災害広報 (略)</p> <p>(1) 県による広報 ア 広報体制</p> <p>県本部が設置されたときは、広聴広報班は統括部広報班(班長・広聴広報グループ 戦略広報監)の指示により、県民等への災害情報を提供する。</p> <p>県は、災害情報の収集・伝達にあたり関係機関相互の連携による、正確で効率的な広報体制の整備に努める。</p> <p>県は、災害対策本部の対応状況について、定期的に情報提供を行える体制を整える。また、高齢者等にも配慮した情報伝達手段を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。</p> <p>ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市町村は、直接消防庁に対し報告をするものとする。</p> <p>なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。</p> <p>・市町村等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>・県は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害広報 (略)</p> <p>(1) 県による広報 ア 広報体制</p> <p>県本部が設置されたときは、広聴広報班は統括部広報班(班長・広聴広報グループ 広聴広報監)の指示により、県民等への災害情報を提供する。</p> <p>県は、災害情報の収集・伝達にあたり関係機関相互の連携による、正確で効率的な広報体制の整備に努める。</p> <p>県は、災害対策本部の対応状況について、定期的に情報提供を行える体制を整える。また、高齢者等にも配慮した情報伝達手段を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>のため</p> <p>広聴広報グループ修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

110 第3節 通信の確保

山梨県防災行政無線網(衛星系)構成図

中北地域
北巨摩合庁
中北保健所
中央病院
発電総合制御所
防災安全センター
防災ヘリポート
塩川ダム
荒川ダム
大門ダム
甲州市
韮崎市
南アルプス市
北社市
甲斐市
中央市
昭和町
甲府地区消防
南アルプス市消防
峡北消防

峡東地域
東山梨合庁
新環状・西関東道路建設事務所
広瀬ダム
琴川ダム
雁坂トンネル
山梨市
笛吹市
甲州市
東山梨消防
笛吹市消防
笛吹発電所

峡南地域
西八代合庁
南巨摩合庁
市川三郷町
富士川町
早川町
身延町
南都留市
早川発電所

東部・富士五湖地域
南都留合庁
富士・東部建設事務所
富士吉田合庁
富士山科学研究所
深城ダム
富士吉田市
都留市
大月市
上野原市
遠志村
西桂町
忍野村
山中湖村
鳴沢村
富士河口湖町
小菅村
丹波山村
富士五湖消防
都留市消防
大月市消防
上野原市消防
自衛隊

医療統制局
M-TUM
PRX
可搬型 VSAT

113 第3節 通信の確保

山梨県防災行政無線(半固定型)一覽表

No.	識別信号	常置場所
(略)	(略)	(略)
70	やまなし072	吉田 瓦斯 (株)
(略)	(略)	(略)
103	やまなし103	(株)くろがねや
(略)	(略)	(略)

山梨県防災行政無線網(衛星系)構成図

中北地域
北巨摩合庁
中央病院
発電総合制御所
防災安全センター
防災ヘリポート
塩川ダム
荒川ダム
大門ダム
甲州市
南アルプス市
北社市
甲斐市
中央市
昭和町
甲府地区消防
南アルプス市消防
峡北消防

峡東地域
東山梨合庁
新環状・西関東道路建設事務所
広瀬ダム
琴川ダム
雁坂トンネル
山梨市
笛吹市
甲州市
東山梨消防
笛吹市消防
笛吹発電所

峡南地域
西八代合庁
南巨摩合庁
市川三郷町
富士川町
早川町
身延町
南都留市
早川発電所

東部・富士五湖地域
南都留合庁
富士・東部建設事務所
富士吉田合庁
富士山科学研究所
深城ダム
富士吉田市
都留市
大月市
上野原市
遠志村
西桂町
忍野村
山中湖村
鳴沢村
富士河口湖町
小菅村
丹波山村
富士五湖消防
都留市消防
大月市消防
上野原市消防
自衛隊

医療統制局
M-TUM
PRX
可搬型 VSAT

113 第3節 通信の確保

山梨県防災行政無線(半固定型)一覽表

No.	識別信号	常置場所
(略)	(略)	(略)
70	やまなし072	吉田 瓦斯 (株)
(略)	(略)	(略)
103	やまなし103	(株)くろがねや
(略)	(略)	(略)

122 第4節 水防対策

5 通信連絡

(1)、(2) (略)

(3) 放送通信施設の利用を必要とするもの

113 第3節 通信の確保

山梨県防災行政無線(半固定型)一覽表

No.	識別信号	常置場所
(略)	(略)	(略)
70	やまなし072	吉田 ガス (株)
(略)	(略)	(略)
---	---	---
(略)	(略)	(略)

122 第4節 水防対策

5 通信連絡

(1)、(2) (略)

(3) 放送通信施設の利用を必要とするもの

防災危機
管理課修
正

吉田ガス
(株)修正
防災危機
管理課修
正

甲府地方

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

次の事項につき必要なときは、放送局に対し一般放送を要請する。
ア 気象台が行う洪水**予報**、国土交通省 と気象台が共同して行う
 洪水予報及び国土交通省が行う水防警報
 イ～エ（略）

次の事項につき必要なときは、放送局に対し一般放送を要請する。
ア 気象台が行う洪水**警報**、国土交通省 **又は県** と気象台が共同して行う
 洪水予報及び国土交通省が行う水防警報
 イ～エ（略）

気象台修正

123 水防管理団体連絡先一覧

水防管理団体 連絡先一覧

No.	市町村名	担当部課名	NTT電話	NTTFAX	国直轄河川		県管理河川	
					洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知
1	甲府市	まちづくり部まち整備室 道路河川課	055-237-5842	055-227-8067	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
2	山梨市	市長直轄組織 危機管理室防災企画課	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
3	韮崎市	防災危機管理課	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
4	南アルプス市	総務課	0551-22-1111	0551-22-8479	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
5	北杜市	道路整備課	055-282-6368	055-282-6319	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
6	甲斐市	消防課	055-282-7214	055-282-6495	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
7	笛吹市	建設部 土木課	055-261-3333	055-261-3335	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
8	甲州市	総務部 防災危機管理課	0553-32-5041	0553-32-1818	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
9	中央市	総務部 防災担当	0553-32-5041	0553-32-1818	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
10	市川三郷町	危機管理課	055-274-8519	055-274-7130	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
11	身延町	建設課 公共土木担当	0556-66-3408	0556-66-2190	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
12	南部町	交通防災課	0556-66-3417	同上	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
13	富士川町	建設課	0556-22-7218	0556-22-7218	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
14	昭和町	防災課	055-275-8412	055-275-5250	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						

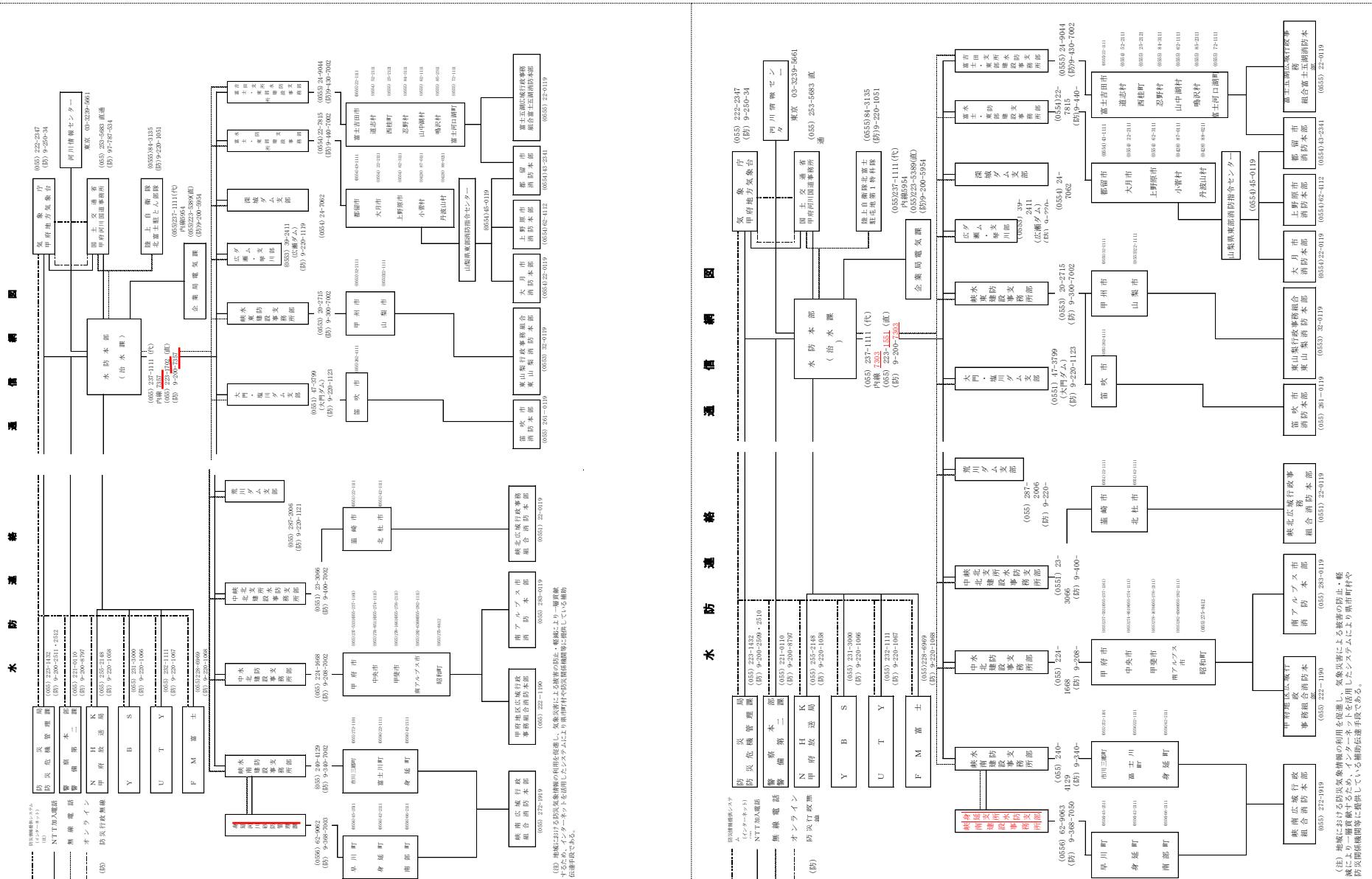
水防管理団体連絡先一覧

水防管理団体 連絡先一覧

No.	市町村名	担当部課名	NTT電話	NTTFAX	国直轄河川		県管理河川	
					洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知
1	甲府市	まちづくり部まち整備室 道路河川課	055-237-5842	055-227-8067	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
2	山梨市	市長直轄組織 危機管理室防災企画課	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
3	韮崎市	防災危機管理課	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
4	南アルプス市	総務課	0551-22-1111	0551-22-8479	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
5	北杜市	道路整備課	055-282-6368	055-282-6319	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
6	甲斐市	消防課	055-282-7214	055-282-6495	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
7	笛吹市	建設部 土木課	055-261-3333	055-261-3335	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
8	甲州市	総務部 防災危機管理課	0553-32-5041	0553-32-1818	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
9	中央市	総務部 防災担当	0553-32-5041	0553-32-1818	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
10	市川三郷町	危機管理課	055-274-8519	055-274-7130	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
11	身延町	建設課 公共土木担当	0556-66-3408	0556-66-2190	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
12	南部町	交通防災課	0556-66-3417	同上	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
13	富士川町	建設課	0556-22-7218	0556-22-7218	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
14	昭和町	防災課	055-275-8412	055-275-5250	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
15	上野原市	建設課 管理担当	0554-62-3123	0554-62-1086	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
16	大月市	危機管理室 危機管理担当	0554-62-3145	0554-62-5333	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
17	都留市	建設課	0554-20-1839	0554-20-1533	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
18	西桂町	総務管理課	0554-23-8008	0554-23-1216	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
19	富士吉田市	総務課危機管理担当	0554-46-0111	0554-43-5049	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
20	忍野村	総務課危機管理担当	0554-46-0111	0554-43-5049	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
21	山中湖村	建設水道課	0555-25-2121	0555-20-2015	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
22	富士吉田市	総務課	0555-25-2121	0555-20-2015	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
23	富士吉田市	安全対策課	0555-22-1111	0555-22-1030	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
24	忍野村	建設課	0555-22-1111	0555-22-1030	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
25	山中湖村	建設課	0555-84-7793	0555-84-7805	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
26	山中湖村	建設課	0555-84-7791	0555-84-3717	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						
27	山中湖村	村士整備課 建設係	0555-62-9975	0555-62-0827	○	○	○	○
		(水防管理団体)						
28	山中湖村	総務課 危機管理係	0555-62-1111	0555-62-3088	○	○	○	○
		(避難指示発令担当)						

治水課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表 (本編)



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、災害救援による被害の防止・軽減を図るため、活用したシステムにより、緊急伝達手段として、既設の防災無線等に提供している。補助伝達手段である。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

126	<p>6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 (略) (1)~(2) (略) (3) 洪水予報の担当官署</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">予報区域名</th> <th style="width: 80%;">担当官署</th> </tr> <tr> <td>富士川 (釜無川を含む)</td> <td>甲府河川国道事務所、甲府地方気象台 _____</td> </tr> <tr> <td>笛吹川</td> <td>甲府河川国道事務所、甲府地方気象台</td> </tr> </table>	予報区域名	担当官署	富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台 _____	笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台	<p>6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 (略) (1)~(2) (略) (3) 洪水予報の担当官署</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">予報区域名</th> <th style="width: 80%;">担当官署</th> </tr> <tr> <td>富士川 (釜無川を含む)</td> <td>甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、<u>静岡地方気象台</u></td> </tr> <tr> <td>笛吹川</td> <td>甲府河川国道事務所、甲府地方気象台</td> </tr> </table>	予報区域名	担当官署	富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、 <u>静岡地方気象台</u>	笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台	治水課修正								
予報区域名	担当官署																						
富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台 _____																						
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台																						
予報区域名	担当官署																						
富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、 <u>静岡地方気象台</u>																						
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台																						
127	<p>(4) 洪水予報の発表及び解除の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 20%;">標題</th> <th style="width: 70%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報 (発表)」又は「洪水警報」</td> <td>「<u>氾濫発生情報</u>」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき </td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	発表基準	「洪水警報 (発表)」又は「洪水警報」	「 <u>氾濫発生情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき 	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 	<p>(4) 洪水予報の発表及び解除の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 20%;">標題</th> <th style="width: 70%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報 (発表)」又は「洪水警報」</td> <td>「<u>氾濫発生情報</u>」又は「<u>氾濫発生情報(氾濫水の予報)</u>」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※</u> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき </td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	発表基準	「洪水警報 (発表)」又は「洪水警報」	「 <u>氾濫発生情報</u> 」又は「 <u>氾濫発生情報(氾濫水の予報)</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき 	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※</u> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 	甲府地方気象台・治水課修正
種類	標題	発表基準																					
「洪水警報 (発表)」又は「洪水警報」	「 <u>氾濫発生情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき 																					
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 																					
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 																					
種類	標題	発表基準																					
「洪水警報 (発表)」又は「洪水警報」	「 <u>氾濫発生情報</u> 」又は「 <u>氾濫発生情報(氾濫水の予報)</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき 																					
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※</u> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 																					
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 																					

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

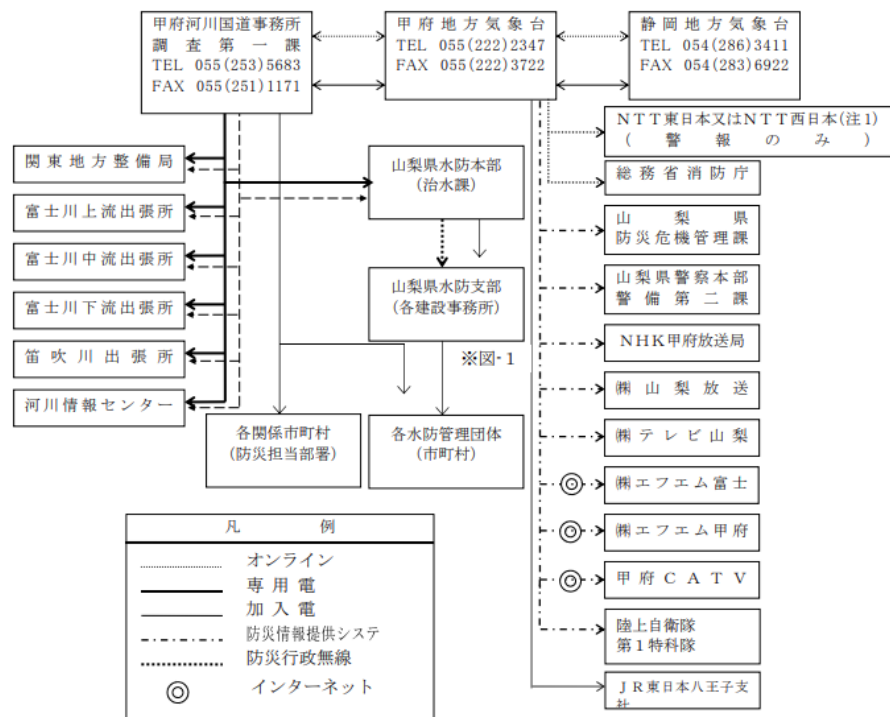
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 		
「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	「洪水注意報(警報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氾濫危険情報</u>、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 	「洪水注意報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氾濫発生情報※</u>、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注: ※は国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報にのみ適用する。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

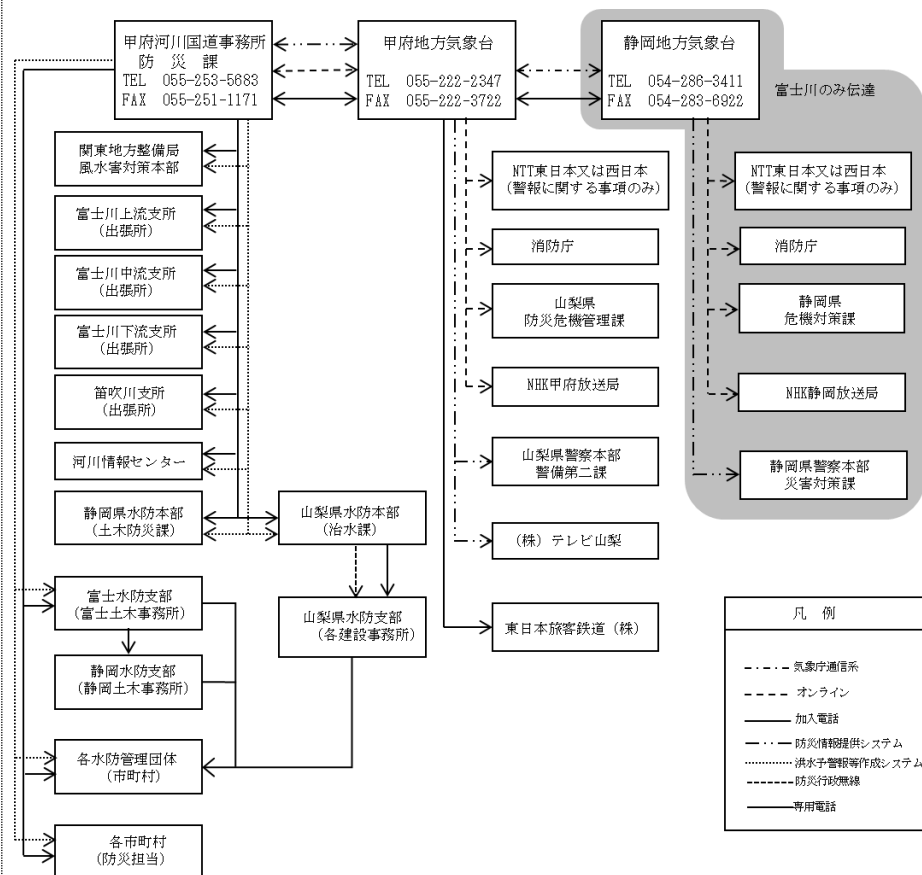
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

128 (5)洪水予報の伝達経路及び手段



7 県と気象庁が共同して行う洪水予報
(略)
(1)~(4) (略)

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段



甲府地方
気象台修
正

7 県と気象庁が共同して行う洪水予報
(略)
(1)~(4) (略)

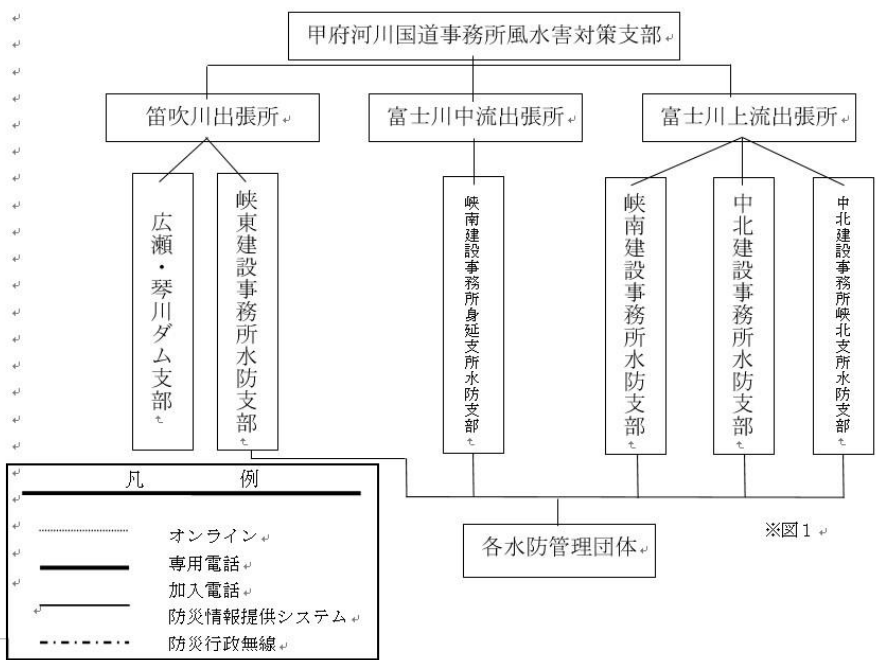
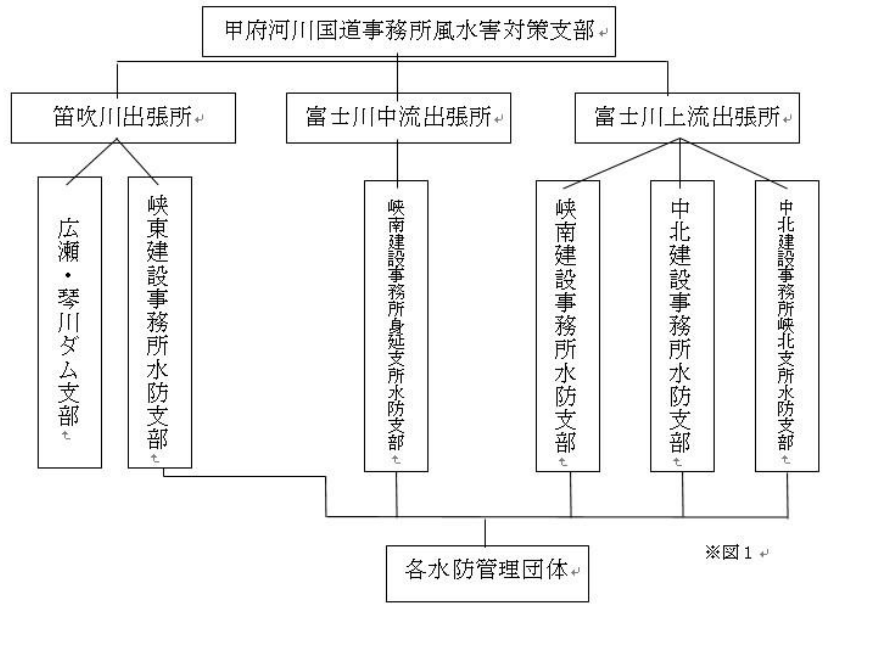
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

133	<p>8 国土交通省が行う水防警報 (1)、(2)（略） (3) 水防警報の伝達経路及び手段 ア 水防警報連絡系統図(基本形)</p> <p>イ 水防警報連絡系統図(協力形)</p>	<p>8 国土交通省が行う水防警報 (1)、(2)（略） (3) 水防警報の伝達経路及び手段 ア 水防警報連絡系統図(基本形)</p> <p>イ 水防警報連絡系統図(協力形)</p>	治水課修正
-----	--	--	-------

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

 <p style="text-align: center;">※図1</p>	 <p style="text-align: center;">※図1</p>																		
<p>9 山梨県が行う水防警報</p> <p>(1) 水防警報を行う河川名、区域</p> <p>水防法 16 条(水防警報)の規定により、都道府県知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定することが定められている。山梨県知事が指定する河川及び区域は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">河川名</th> <th style="width: 80%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>荒川</td> <td>左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>塩川</td> <td>左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区域	—	荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで		塩川	左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市	<p>9 山梨県が行う水防警報</p> <p>(1) 水防警報を行う河川名、区域</p> <p>水防法 16 条(水防警報)の規定により、都道府県知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定することが定められている。山梨県知事が指定する河川及び区域は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">河川名</th> <th style="width: 80%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">水系</td> <td>荒川</td> <td>左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>塩川</td> <td>左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区域	水系	荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで		塩川	左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市
	河川名	区域																	
—	荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで																	
	塩川	左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市																	
	河川名	区域																	
水系	荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛句88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで																	
	塩川	左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市																	

治水課修
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

136		市宇津谷字滝沢5577番の1地先まで 右岸 北杜市須玉町東向1068番の1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで	宇津谷字滝沢5577番の1地先まで 右岸 北杜市須玉町東向1068番の1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで		
	(略)	(略)	(略)		(略)
	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで		
	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで		
	——	——	——		——
	——	——	——		——
	——	——	——		——
	——	——	——		——
	——	——	——		——
	——	——	——		——
	相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番2地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで		
		宮川	左岸 富士吉田市上吉田字下り山堀向4907番5地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字立石4919番2地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで		
		新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村667番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字中原1633番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで		

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

	河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
——							

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

	河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水系							

治水課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

—	荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
—	塩川	岩根橋	0.80	1.70	2.10	2.50	3.00
—	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60
—	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74
—	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40	2.40
—	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
—	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60	3.10
—	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30	4.70
—	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50	2.84
—	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40	2.10
—	釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30	2.80
—		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60	4.40
—	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80	4.60
—	重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60	1.70
—		赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10	2.70
—	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	2.10
—	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70	6.60
—	貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70	2.90
—	戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10	3.40
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

富士川	荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
	塩川	岩根橋	0.80	1.70	2.10	2.50	3.00
	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60
	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74
	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40	2.40
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60	3.10
	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30	4.70
	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50	2.84
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40	2.10
	釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30	2.80
		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60	4.40
	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80	4.60
	重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60	1.70
赤尾堰堤下		1.10	1.80	3.00	3.10	2.70	
日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	2.10	
鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70	6.60	
貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70	2.90	
戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10	3.40	
相模川	桂川	桂川強瀬	1.60	2.80	3.60	4.20	4.20
		城南橋	1.50	2.00	3.60	4.00	4.00
		深山橋	1.40	2.10	2.20	2.60	3.00
	宮川	宮川橋	0.60	0.80	1.50	2.20	3.00
	新名庄川	鶴ヶ池橋	1.10	1.50	1.60	1.80	2.60

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

136	<p>(3) 水防警報の伝達経路及び手段</p> <p>図-1 富士川水系各河川の水防警報連絡系統図</p> <p style="text-align: center;">※必要と認めるときは警察及び自衛隊にも連絡する</p>	<p>(3) 水防警報の伝達経路及び手段</p> <p>図-1 富士川水系各河川の水防警報連絡系統図</p> <p style="text-align: center;">※必要と認めるときは警察及び自衛隊にも連絡する</p>	治水課修正
	<p>図-2 (略)</p>	<p>図-1-1 相模川水系各河川の水防警報連絡系統図</p> <p style="text-align: center;">※必要と認めるときは警察及び自衛隊にも連絡する</p>	治水課追加
	<p>図-2 (略)</p>	<p>図-2 (略)</p>	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

137

図-2-1 相模川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図

対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)
桂川 (桂川強瀬)	富士・東部建設事務所	上野原市、大月市	上野原市と大月市間で相互に出水状況伝達
桂川 (城南橋)	富士・東部建設事務所	大月市、都留市	大月市と都留市間で相互に出水状況伝達
桂川 (深山橋)	富士・東部建設事務所	都留市	
	富士・東部建設事務所 吉田支所	西桂町、富士吉田市、 忍野村、山中湖村	西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村間で相互に出水状況伝達
富川	富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市	
新名庄川	富士・東部建設事務所 吉田支所	忍野村	

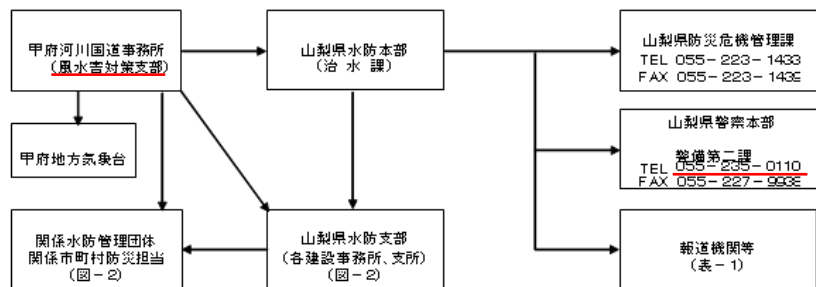
治水課追加

10 国土交通省が行う水位到達情報の通知 (1)、(2) (略)

139

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

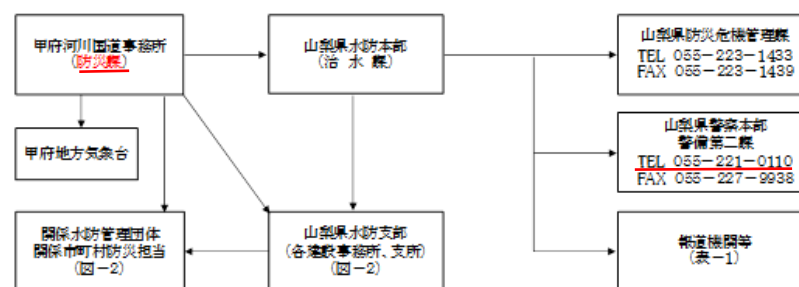
図-1 富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の氾濫危険水位の水位情報連絡系統図



10 国土交通省が行う水位到達情報の通知 (1)、(2) (略)

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の氾濫危険水位の水位情報連絡系統図



治水課・警備第二課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

140	<p>(略)</p> <p>11 県が行う水位到達情報の通知</p> <p>(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 80%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>相川</td> <td>左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>濁川</td> <td>左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>貢川</td> <td>左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>戸川</td> <td>左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区域	—	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで	—	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで	—	(略)	(略)	—	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで	—	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで	—	—	—	—	—	—	<p>(略)</p> <p>11 県が行う水位到達情報の通知</p> <p>(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">水系名</th> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 80%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">富士川</td> <td>相川</td> <td>左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>濁川</td> <td>左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>貢川</td> <td>左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>戸川</td> <td>左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">相模川</td> <td>桂川</td> <td>左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番2地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>宮川</td> <td>左岸 富士吉田市上吉田字下り山堀向4907番5地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字立石4919番2地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	富士川	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで	—	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで	—	(略)	(略)	—	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで	—	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで	相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番2地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで	—	宮川	左岸 富士吉田市上吉田字下り山堀向4907番5地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字立石4919番2地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで	<p>治水課表 修正</p>
	河川名	区域																																																	
—	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで																																																	
—	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで																																																	
—	(略)	(略)																																																	
—	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで																																																	
—	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで																																																	
—	—	—																																																	
—	—	—																																																	
水系名	河川名	区域																																																	
富士川	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで																																																	
—	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで																																																	
—	(略)	(略)																																																	
—	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで																																																	
—	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで																																																	
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番2地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで																																																	
—	宮川	左岸 富士吉田市上吉田字下り山堀向4907番5地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字立石4919番2地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで																																																	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

141	<p style="text-align: center;">(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 15%;">観測所名</th> <th style="width: 10%;">水防団待機水位 (通報水位)</th> <th style="width: 10%;">氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th style="width: 10%;">避難判断水位 (洪水特別警戒水位)</th> <th style="width: 10%;">氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="border: none;"></td><td>相川</td><td>相川三之橋</td><td>0.80</td><td>1.50</td><td>1.60</td><td>1.90</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>濁川</td><td>濁川</td><td>1.50</td><td>2.00</td><td>2.50</td><td>3.00</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>平等川</td><td>平等川</td><td>1.20</td><td>1.70</td><td>2.10</td><td>2.40</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>滝戸川</td><td>下曾根</td><td>0.70</td><td>0.90</td><td>1.20</td><td>1.40</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>境川</td><td>境川橋</td><td>0.90</td><td>1.20</td><td>1.40</td><td>1.60</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>坪川</td><td>坪川</td><td>1.80</td><td>3.20</td><td>3.80</td><td>4.30</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>滝沢川</td><td>小笠原橋</td><td>1.10</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.50</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>芦川</td><td>芦川橋</td><td>0.50</td><td>0.80</td><td>1.30</td><td>1.40</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td rowspan="2">釜無川</td><td>穴山橋</td><td>1.10</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>2.30</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>国界橋</td><td>1.70</td><td>2.90</td><td>4.00</td><td>4.60</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>御勅使川</td><td>御勅使上橋</td><td>1.60</td><td>2.00</td><td>2.00</td><td>2.80</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td rowspan="2">重川</td><td>重川</td><td>0.70</td><td>1.20</td><td>1.40</td><td>1.60</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>赤尾堰堤下</td><td>1.10</td><td>1.80</td><td>3.00</td><td>3.10</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>日川</td><td>葡萄橋</td><td>0.80</td><td>1.40</td><td>2.40</td><td>2.80</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>鎌田川</td><td>鎌田川</td><td>3.30</td><td>4.60</td><td>5.30</td><td>5.70</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>貢川</td><td>貢川</td><td>1.40</td><td>2.10</td><td>2.40</td><td>2.70</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>戸川</td><td>戸川橋</td><td>1.40</td><td>2.30</td><td>2.90</td><td>3.10</td></tr> </tbody> </table>		河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位		相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90		濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00		平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40		滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40		境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60		坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30		滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50		芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40		釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60		御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80		重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60		赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10		日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80		鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70		貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70		戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10	<p style="text-align: center;">(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">水系</th> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 10%;">観測所名</th> <th style="width: 10%;">水防団待機水位 (通報水位)</th> <th style="width: 10%;">氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th style="width: 10%;">避難判断水位 (洪水特別警戒水位)</th> <th style="width: 10%;">氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="border: none;"></td><td rowspan="14" style="color: red;">富士川</td><td>相川</td><td>相川三之橋</td><td>0.80</td><td>1.50</td><td>1.60</td><td>1.90</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>濁川</td><td>濁川</td><td>1.50</td><td>2.00</td><td>2.50</td><td>3.00</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>平等川</td><td>平等川</td><td>1.20</td><td>1.70</td><td>2.10</td><td>2.40</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>滝戸川</td><td>下曾根</td><td>0.70</td><td>0.90</td><td>1.20</td><td>1.40</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>境川</td><td>境川橋</td><td>0.90</td><td>1.20</td><td>1.40</td><td>1.60</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>坪川</td><td>坪川</td><td>1.80</td><td>3.20</td><td>3.80</td><td>4.30</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>滝沢川</td><td>小笠原橋</td><td>1.10</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.50</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>芦川</td><td>芦川橋</td><td>0.50</td><td>0.80</td><td>1.30</td><td>1.40</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td rowspan="2">釜無川</td><td>穴山橋</td><td>1.10</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>2.30</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>国界橋</td><td>1.70</td><td>2.90</td><td>4.00</td><td>4.60</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>御勅使川</td><td>御勅使上橋</td><td>1.60</td><td>2.00</td><td>2.00</td><td>2.80</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td rowspan="2">重川</td><td>重川</td><td>0.70</td><td>1.20</td><td>1.40</td><td>1.60</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>赤尾堰堤下</td><td>1.10</td><td>1.80</td><td>3.00</td><td>3.10</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>日川</td><td>葡萄橋</td><td>0.80</td><td>1.40</td><td>2.40</td><td>2.80</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>鎌田川</td><td>鎌田川</td><td>3.30</td><td>4.60</td><td>5.30</td><td>5.70</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>貢川</td><td>貢川</td><td>1.40</td><td>2.10</td><td>2.40</td><td>2.70</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td>戸川</td><td>戸川橋</td><td>1.40</td><td>2.30</td><td>2.90</td><td>3.10</td></tr> <tr><td style="border: none;"></td><td style="color: red;">相模川</td><td style="color: red;">桂川</td><td style="color: red;">桂川強瀬</td><td style="color: red;">1.60</td><td style="color: red;">2.80</td><td style="color: red;">3.60</td><td style="color: red;">4.20</td></tr> </tbody> </table>		水系	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位		富士川	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90		濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00		平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40		滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40		境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60		坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30		滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50		芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40		釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60		御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80		重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60		赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10		日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80		鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70		貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70		戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10		相模川	桂川	桂川強瀬	1.60	2.80	3.60	4.20	治水課修正
	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位																																																																																																																																																																																																																																																															
	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90																																																																																																																																																																																																																																																															
	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00																																																																																																																																																																																																																																																															
	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40																																																																																																																																																																																																																																																															
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40																																																																																																																																																																																																																																																															
	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60																																																																																																																																																																																																																																																															
	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30																																																																																																																																																																																																																																																															
	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50																																																																																																																																																																																																																																																															
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40																																																																																																																																																																																																																																																															
	釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30																																																																																																																																																																																																																																																															
		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60																																																																																																																																																																																																																																																															
	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80																																																																																																																																																																																																																																																															
	重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60																																																																																																																																																																																																																																																															
		赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10																																																																																																																																																																																																																																																															
	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80																																																																																																																																																																																																																																																															
	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70																																																																																																																																																																																																																																																															
	貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70																																																																																																																																																																																																																																																															
	戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10																																																																																																																																																																																																																																																															
	水系	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位																																																																																																																																																																																																																																																														
	富士川	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90																																																																																																																																																																																																																																																														
		濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00																																																																																																																																																																																																																																																														
		平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40																																																																																																																																																																																																																																																														
		滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40																																																																																																																																																																																																																																																														
		境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60																																																																																																																																																																																																																																																														
		坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30																																																																																																																																																																																																																																																														
		滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50																																																																																																																																																																																																																																																														
		芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40																																																																																																																																																																																																																																																														
		釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30																																																																																																																																																																																																																																																														
			国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60																																																																																																																																																																																																																																																														
		御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80																																																																																																																																																																																																																																																														
		重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60																																																																																																																																																																																																																																																														
			赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10																																																																																																																																																																																																																																																														
		日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80																																																																																																																																																																																																																																																														
	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70																																																																																																																																																																																																																																																															
	貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70																																																																																																																																																																																																																																																															
	戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10																																																																																																																																																																																																																																																															
	相模川	桂川	桂川強瀬	1.60	2.80	3.60	4.20																																																																																																																																																																																																																																																														

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

		城南橋	<u>1.50</u>	<u>2.00</u>	<u>3.60</u>	<u>4.00</u>
		深山橋	<u>1.40</u>	<u>2.10</u>	<u>2.20</u>	<u>2.60</u>
	宮川	宮川橋	<u>0.60</u>	<u>0.80</u>	<u>1.50</u>	<u>2.20</u>
	新名庄川	鶴ヶ池橋	<u>1.10</u>	<u>1.50</u>	<u>1.60</u>	<u>1.80</u>

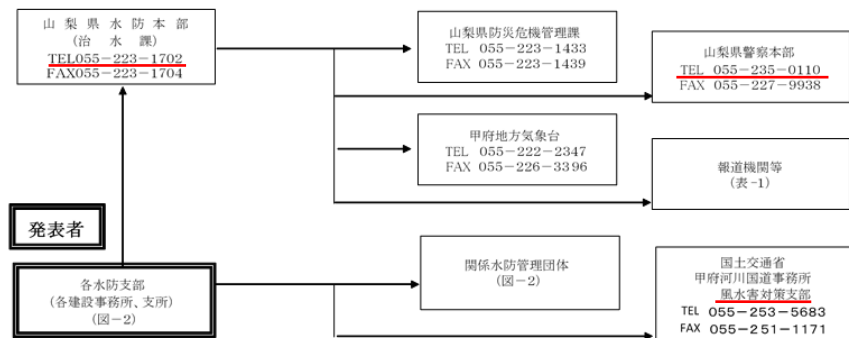
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

142

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

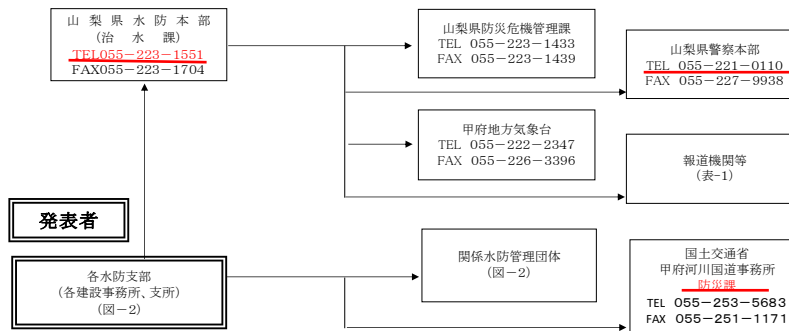
図-1 各河川の水位到達情報連絡系統図



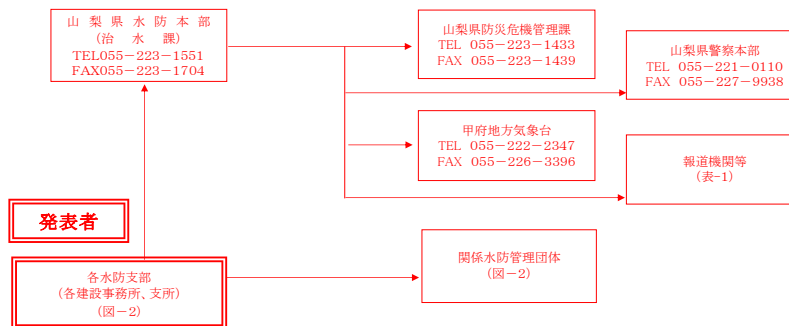
(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 各河川の水位到達情報連絡系統図

ア 富士川水系の場合



イ 相模川水系の場合



治水課・
警備第二
課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

143

図-2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知系統図

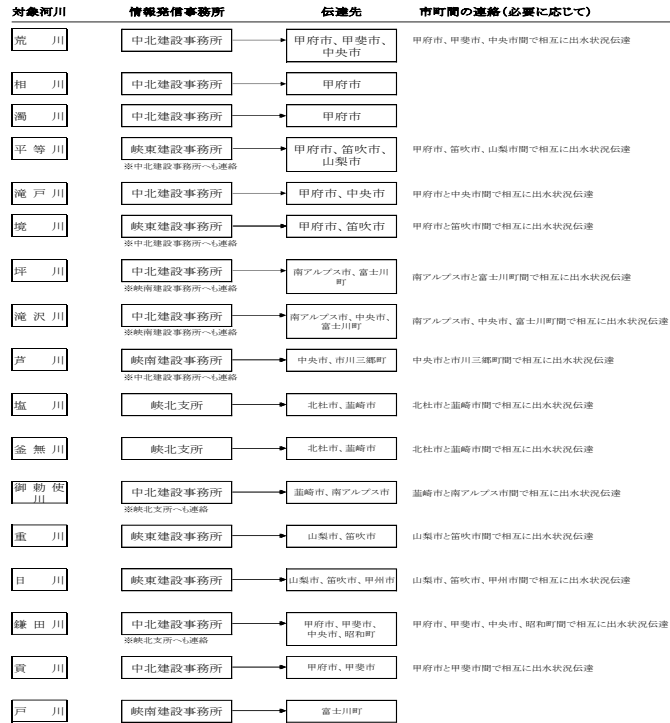
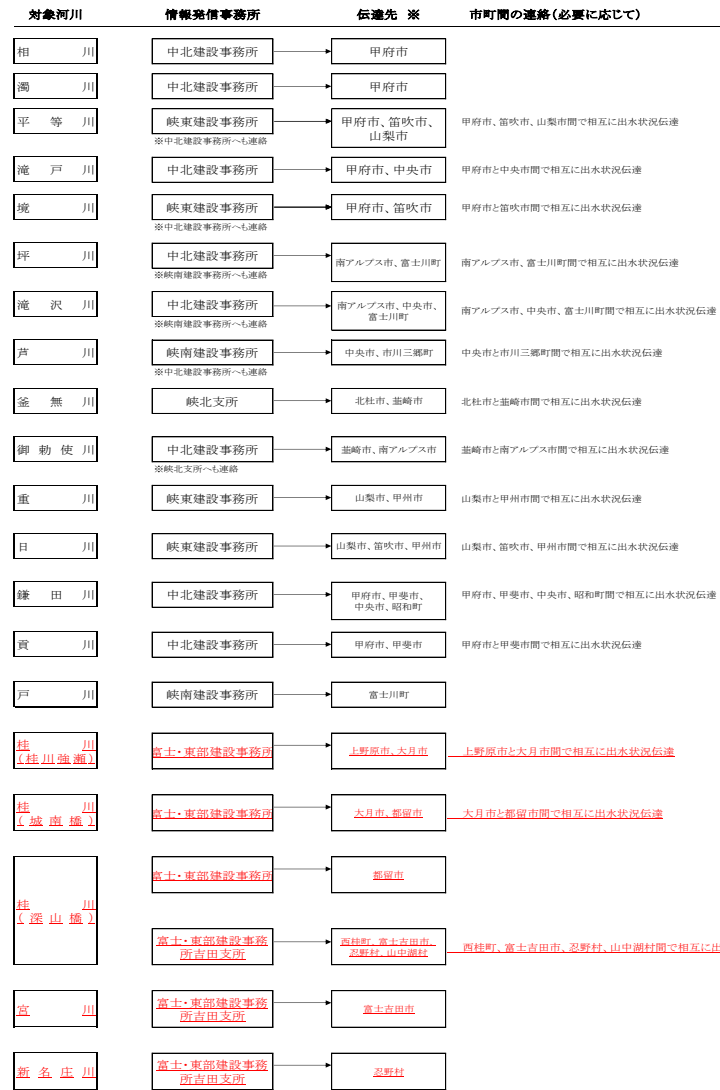


図-2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知系統図



※ 関係水防管理者及び関係市町村へ伝達先は、第8章 第2節「水防管理団体連絡先一覧」を参照

治水課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

154	<p>第9節 交通対策 (略)</p> <p>1 交通規制 (1)~(4) (略)</p> <p>(5) 交通規制の措置 ア (略)</p> <p>イ 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、予め当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。 また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。</p>	<p>第9節 交通対策 (略)</p> <p>1 交通規制 (1)~(4) (略)</p> <p>(5) 交通規制の措置 ア (略)</p> <p>イ 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、予め当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。 また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。</p>	中日本高速道路(株)修正																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">道路管理者</th> <th style="width: 85%;">予 定 指 定 区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td> 20号 上野原市上野原井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) 52号 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰 (県境) 139号 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中日本高速道路株式会社</td> <td>中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道 <u>山梨県全線</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>上記以外の国道、県道及び林道</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td>市町村道</td> </tr> </tbody> </table>	道路管理者	予 定 指 定 区 間	国	20号 上野原市上野原井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) 52号 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰 (県境) 139号 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く)	中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道 <u>山梨県全線</u>	県	上記以外の国道、県道及び林道	市町村	市町村道	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">道路管理者</th> <th style="width: 85%;">予 定 指 定 区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td> 20号 上野原市上野原井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) 52号 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰 (県境) 139号 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中日本高速道路株式会社</td> <td>中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道 _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>上記以外の国道、県道及び林道</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td>市町村道</td> </tr> </tbody> </table>	道路管理者	予 定 指 定 区 間	国	20号 上野原市上野原井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) 52号 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰 (県境) 139号 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く)	中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道 _____	県	上記以外の国道、県道及び林道	市町村	市町村道	
道路管理者	予 定 指 定 区 間																						
国	20号 上野原市上野原井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) 52号 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰 (県境) 139号 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く)																						
中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道 <u>山梨県全線</u>																						
県	上記以外の国道、県道及び林道																						
市町村	市町村道																						
道路管理者	予 定 指 定 区 間																						
国	20号 上野原市上野原井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) 52号 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰 (県境) 139号 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く)																						
中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道 _____																						
県	上記以外の国道、県道及び林道																						
市町村	市町村道																						
	<p>ウ (略)</p> <p>(6)~(7) (略)</p>	<p>ウ (略)</p> <p>(6)~(7) (略)</p>																					

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

162	<p>第10節 災害救助法による救助</p> <p>5 災害救助法による救助(金額は平成 31 年 4 月 1 日以降適用となる政令)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与</p> <p>① (略)</p> <p>② 応急仮設住宅の種類</p> <p>a 建設型仮設住宅</p> <p>(a)、(b) (略)</p> <p>(c) 費用</p> <p>設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり571万5千円以内の額とする。</p> <p>(d)、(e) (略)</p> <p>b、c (略)</p> <p>イ 被災した住宅の応急修理</p> <p>① 応急修理の対象者等</p>	<p>第10節 災害救助法による救助</p> <p>5 災害救助法による救助(金額は平成 31 年 4 月 1 日以降適用となる政令)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与</p> <p>① (略)</p> <p>② 応急仮設住宅の種類</p> <p>a 建設型仮設住宅</p> <p>(a)、(b) (略)</p> <p>(c) 費用</p> <p>設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり628万5千円以内の額とする。</p> <p>(d)、(e) (略)</p> <p>b、c (略)</p> <p>イ 被災した住宅の応急修理</p> <p>① 応急修理の対象者等</p>	住宅対策室・防災危機管理課修正																								
163	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>費用</th> <th>応急修理の期間</th> <th>修理の規模</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者</td> <td>1世帯当たり 595千円以内</td> <td rowspan="2">災害発生の日から 1か月以内</td> <td rowspan="2">居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分</td> <td rowspan="2">現物をもって行う</td> </tr> <tr> <td>半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</td> <td>1世帯当たり 300千円以内</td> </tr> </tbody> </table>	基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考	・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 595千円以内	災害発生の日から 1か月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う	半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 300千円以内	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>費用</th> <th>応急修理の期間</th> <th>修理の規模</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者</td> <td>1世帯当たり 655千円以内</td> <td rowspan="2">災害発生の日から 1ヶ月以内</td> <td rowspan="2">居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分</td> <td rowspan="2">現物をもって行う</td> </tr> <tr> <td>半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</td> <td>1世帯当たり 318千円以内</td> </tr> </tbody> </table>	基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考	・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 655千円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う	半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 318千円以内	防災危機管理課修正
基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考																							
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 595千円以内	災害発生の日から 1か月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う																							
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 300千円以内																										
基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考																							
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 655千円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う																							
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 318千円以内																										
	(3) 炊き出しその他による食品の給与	(3) 炊き出しその他による食品の給与	防災危機																								

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

163	ア～ウ（略） エ 費用 1人1日 <u>1,160 円</u> 以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)	ア～ウ（略） エ 費用 1人1日 <u>1,180 円</u> 以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)	管理課修正 防災危機管理課修正																																																																									
	(4) 生活必需品の給与又は貸与 ア、イ（略） ウ 給与(貸与)費用の限度額	(4) 生活必需品の給与又は貸与 ア、イ（略） ウ 給与(貸与)費用の限度額																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増す ごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td><u>18,800</u></td> <td><u>24,200</u></td> <td><u>35,800</u></td> <td><u>42,800</u></td> <td><u>54,200</u></td> <td><u>7,900</u></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>31,200</u></td> <td><u>40,400</u></td> <td><u>56,200</u></td> <td><u>65,700</u></td> <td><u>82,700</u></td> <td><u>11,400</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td><u>8,300</u></td> <td><u>12,400</u></td> <td><u>15,100</u></td> <td><u>19,000</u></td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>10,000</u></td> <td><u>13,000</u></td> <td><u>18,400</u></td> <td><u>21,900</u></td> <td><u>27,600</u></td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	<u>18,800</u>	<u>24,200</u>	<u>35,800</u>	<u>42,800</u>	<u>54,200</u>	<u>7,900</u>	冬	<u>31,200</u>	<u>40,400</u>	<u>56,200</u>	<u>65,700</u>	<u>82,700</u>	<u>11,400</u>	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	<u>8,300</u>	<u>12,400</u>	<u>15,100</u>	<u>19,000</u>	2,600	冬	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>18,400</u>	<u>21,900</u>	<u>27,600</u>	3,600	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増す ごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td><u>18,700</u></td> <td><u>24,000</u></td> <td><u>35,600</u></td> <td><u>42,500</u></td> <td><u>53,900</u></td> <td><u>7,800</u></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>31,000</u></td> <td><u>40,100</u></td> <td><u>55,800</u></td> <td><u>65,300</u></td> <td><u>82,200</u></td> <td><u>11,300</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td><u>8,200</u></td> <td><u>12,300</u></td> <td><u>15,000</u></td> <td><u>18,900</u></td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>9,900</u></td> <td><u>12,900</u></td> <td><u>18,300</u></td> <td><u>21,800</u></td> <td><u>27,400</u></td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	<u>18,700</u>	<u>24,000</u>	<u>35,600</u>	<u>42,500</u>	<u>53,900</u>	<u>7,800</u>	冬	<u>31,000</u>	<u>40,100</u>	<u>55,800</u>	<u>65,300</u>	<u>82,200</u>	<u>11,300</u>	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	<u>8,200</u>	<u>12,300</u>	<u>15,000</u>	<u>18,900</u>	2,600	冬	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>18,300</u>	<u>21,800</u>	<u>27,400</u>	3,600
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算																																																																						
全壊 全焼 流失	夏	<u>18,800</u>	<u>24,200</u>	<u>35,800</u>	<u>42,800</u>	<u>54,200</u>	<u>7,900</u>																																																																					
	冬	<u>31,200</u>	<u>40,400</u>	<u>56,200</u>	<u>65,700</u>	<u>82,700</u>	<u>11,400</u>																																																																					
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	<u>8,300</u>	<u>12,400</u>	<u>15,100</u>	<u>19,000</u>	2,600																																																																					
	冬	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>18,400</u>	<u>21,900</u>	<u>27,600</u>	3,600																																																																					
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算																																																																						
全壊 全焼 流失	夏	<u>18,700</u>	<u>24,000</u>	<u>35,600</u>	<u>42,500</u>	<u>53,900</u>	<u>7,800</u>																																																																					
	冬	<u>31,000</u>	<u>40,100</u>	<u>55,800</u>	<u>65,300</u>	<u>82,200</u>	<u>11,300</u>																																																																					
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	<u>8,200</u>	<u>12,300</u>	<u>15,000</u>	<u>18,900</u>	2,600																																																																					
	冬	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>18,300</u>	<u>21,800</u>	<u>27,400</u>	3,600																																																																					
	注: 夏期(4 月～ 9 月) 冬期(10 月～ 3 月)	注: 夏期(4 月～ 9 月) 冬期(10 月～ 3 月)																																																																										
164	(5)～(7)（略） (8) 障害物の除去 ア（略） イ 実施期間及び費用の限度額	(5)～(7)（略） (8) 障害物の除去 ア（略） イ 実施期間及び費用の限度額	防災危機管理課修正																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>費用の限度額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生 の日から 10 日以内</td> <td>市町村内において障害物の 除去を行った 1 世帯当たりの 平均が <u>137,900 円</u>以内</td> <td>ロープ、スコップ等除去に 必要な機械器具の借上 費、輸送費及び人夫賃等</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間		費用の限度額	備 考	災害発生 の日から 10 日以内	市町村内において障害物の 除去を行った 1 世帯当たりの 平均が <u>137,900 円</u> 以内	ロープ、スコップ等除去に 必要な機械器具の借上 費、輸送費及び人夫賃等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>費用の限度額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生 の日から 10 日以内</td> <td>市町村内において障害物の 除去を行った 1 世帯当たりの 平均が <u>138,300 円</u>以内</td> <td>ロープ、スコップ等除去に 必要な機械器具の借上 費、輸送費及び人夫賃等</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	費用の限度額	備 考	災害発生 の日から 10 日以内	市町村内において障害物の 除去を行った 1 世帯当たりの 平均が <u>138,300 円</u> 以内	ロープ、スコップ等除去に 必要な機械器具の借上 費、輸送費及び人夫賃等																																																													
実施期間	費用の限度額	備 考																																																																										
災害発生 の日から 10 日以内	市町村内において障害物の 除去を行った 1 世帯当たりの 平均が <u>137,900 円</u> 以内	ロープ、スコップ等除去に 必要な機械器具の借上 費、輸送費及び人夫賃等																																																																										
実施期間	費用の限度額	備 考																																																																										
災害発生 の日から 10 日以内	市町村内において障害物の 除去を行った 1 世帯当たりの 平均が <u>138,300 円</u> 以内	ロープ、スコップ等除去に 必要な機械器具の借上 費、輸送費及び人夫賃等																																																																										
165	(9)、(10)（略） (11) 死体の埋葬 ア～ウ（略） エ 費用の限度額	(9)、(10)（略） (11) 死体の埋葬 ア～ウ（略） エ 費用の限度額	防災危機管理課修正																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大人(12 才以上)</th> <th>小人(12 才未満)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大人(12 才以上)		小人(12 才未満)	備 考				<table border="1"> <thead> <tr> <th>大人(12 才以上)</th> <th>小人(12 才未満)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大人(12 才以上)	小人(12 才未満)	備 考																																																																
大人(12 才以上)	小人(12 才未満)	備 考																																																																										
大人(12 才以上)	小人(12 才未満)	備 考																																																																										

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

166	<p>1体当り <u>215,200 円</u> 以内</p> <p>1体当り <u>172,000 円</u> 以内</p> <p>棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む</p> <p>(12) 教科書等学用品の給与 ア (略) イ 給与の品目、期間及び費用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>期 間</th> <th>費用の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書・教材</td> <td>災害発生の日から1ヵ月以内</td> <td>教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)</td> </tr> <tr> <td>文房具</td> <td>災害発生の日から15日以内</td> <td>小学校児童 1人当たり <u>4,500 円</u> 以内 中学校生徒 1人当たり <u>4,800 円</u> 以内</td> </tr> <tr> <td>通学用品</td> <td>災害発生の日から15日以内</td> <td>高等学校等生徒 1人当たり <u>5,200 円</u> 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11節 避難、救援対策 1 避難対策 (略) ・特に、市町村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、<u>高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。</u> <u>このため、避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、自主的な避難の促進を図るため、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難情報の伝達を行うものとする。</u> (台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、<u>夜間に発令する可能性がある場合には、避難行</u></p>	品 目	期 間	費用の限度額	教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)	文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,500 円</u> 以内 中学校生徒 1人当たり <u>4,800 円</u> 以内	通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり <u>5,200 円</u> 以内	<p>1体当り <u>213,800 円</u> 以内</p> <p>1体当り <u>170,900 円</u> 以内</p> <p>棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む</p> <p>(12) 教科書等学用品の給与 ア (略) イ 給与の品目、期間及び費用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>期 間</th> <th>費用の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書・教材</td> <td>災害発生の日から1ヵ月以内</td> <td>教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)</td> </tr> <tr> <td>文房具</td> <td>災害発生の日から15日以内</td> <td>小学校児童 1人当たり <u>4,700 円</u> 以内 中学校生徒 1人当たり <u>5,000 円</u> 以内</td> </tr> <tr> <td>通学用品</td> <td>災害発生の日から15日以内</td> <td>高等学校等生徒 1人当たり <u>5,500 円</u> 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11節 避難、救援対策 1 避難対策 (略) ・特に、市町村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、<u>高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。</u>このため、避難指示のほか、<u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。</u> (台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、<u>避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可</u></p>	品 目	期 間	費用の限度額	教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)	文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,700 円</u> 以内 中学校生徒 1人当たり <u>5,000 円</u> 以内	通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり <u>5,500 円</u> 以内	<p>防災危機管理課修正</p> <p>防災危機管理課修正</p> <p>甲府地方気象台修正</p>
品 目	期 間	費用の限度額																									
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)																									
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,500 円</u> 以内 中学校生徒 1人当たり <u>4,800 円</u> 以内																									
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり <u>5,200 円</u> 以内																									
品 目	期 間	費用の限度額																									
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)																									
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,700 円</u> 以内 中学校生徒 1人当たり <u>5,000 円</u> 以内																									
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり <u>5,500 円</u> 以内																									

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
168	<p><u>動をとりやすい時間帯に情報の提供に努める。</u></p> <p>_____)</p> <p>(略)</p> <p>・県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 市町村の避難計画</p> <p>イ 避難所の選定基準等</p> <p>○ 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>・市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者_____等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>ウ 避難所の整備</p> <p>・指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p>	<p><u>能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>・県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。<u>また、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>(3) 市町村の避難計画</p> <p>イ 避難所の選定基準等</p> <p>○ 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>・市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ 避難所の整備</p> <p>・指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。<u>特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。</u></p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正のため</p> <p>防災基本計画修正のため</p>
169	<p>・市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所におけ</p>	<p>・市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所におけ</p>	<p>防災基本</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
171	<p>る正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>・指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>3 医療対策 (略) <迅速かつ的確な初動体制の確立> (略)</p> <p>(1) 保健医療救護対策本部職員構成 ア 県保健医療救護対策本部 県保健医療救護対策本部長 1名(県福祉保健部長) 県保健医療救護対策副本部長 4名 (県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の代表) 県保健医療救護対策本部連絡調整役 若干名</p>	<p>る正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>・指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>・被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 医療対策 (略) <迅速かつ的確な初動体制の確立> (略)</p> <p>(1) 保健医療救護対策本部職員構成 ア 県保健医療救護対策本部 県保健医療救護対策本部長 1名(県福祉保健部長) 県保健医療救護対策副本部長 4名 (県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の代表) 県保健医療救護対策本部連絡調整役 若干名</p>	<p>計画修正のため</p> <p>防災基本計画修正のため</p> <p>医務課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
176	<p>(県福祉保健部次長、関係団体の役員の中から団体の長が推薦する) 県保健医療救護対策本部班員 福祉保健部医務課、福祉保健総務課、衛生薬務課、<u>健康増進課及び障害福祉課</u>の職員 県災害医療コーディネーター 県が指定する者 (災害医療に係るあらゆる事項への助言・調整を行う。)</p> <p>イ (略) (略) <精神保健医療対策> (略) (1) 実施体制 ア 県医療救護対策本部(<u>障害福祉課</u>) (略) イ (略) (2) (略)</p>	<p>(県福祉保健部次長、関係団体の役員の中から団体の長が推薦する) 県保健医療救護対策本部班員 福祉保健部医務課、福祉保健総務課、衛生薬務課<u>及び健康増進課</u>の職員 県災害医療コーディネーター 県が指定する者 (災害医療に係るあらゆる事項への助言・調整を行う。)</p> <p>イ (略) (略) <精神保健医療対策> (略) (1) 実施体制 ア 県医療救護対策本部(<u>健康増進課</u>) (略) イ (略) (2) (略)</p>	健康増進課修正
188	<p>5 食糧供給対策 (1) (略) (2) 災害時における応急米穀の供給通知等(「米穀の買入・販売等に関する基本要領」総合食料局長通知) ア (略) イ 通知を受けた知事は、必要と認めるときは、農林水産省<u>政策統括官</u>に通知する。 ウ 通知を受けた農林水産省<u>政策統括官</u>は、受託事業体に対し、知事又は知事の指定を受けた者(市町村長)に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 (3) (略)</p> <p>第12節 廃棄物処理対策 2 平時の廃棄物処理対策 (1)~(7) (略)</p>	<p>5 食糧供給対策 (1) (略) (2) 災害時における応急米穀の供給通知等(「米穀の買入・販売等に関する基本要領」総合食料局長通知) ア (略) イ 通知を受けた知事は、必要と認めるときは、農林水産省<u>農産局長</u>に通知する。 ウ 通知を受けた農林水産省<u>農産局長</u>は、受託事業体に対し、知事又は知事の指定を受けた者(市町村長)に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 (3) (略)</p> <p>第12節 廃棄物処理対策 2 平時の廃棄物処理対策 (1)~(7) (略)</p>	関東農政局修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

199	<p>(8) 初動準備対応 (略)</p> <p>・特別警報の発令等により、県内への風水害が予測される場合、市町村等は主に次の①～④の事項を実施し、県はその対策状況の確認を行う。</p> <p>① 組織体制の確認 ② 廃棄物処理施設の安全性の確認 ③ 仮置場の事前準備 ④ 災害廃棄物発生に備えた広報の準備</p>	<p>(8) 初動準備対応 (略)</p> <p>・特別警報の発表等により、県内への風水害が予測される場合、市町村等は主に次の①～④の事項を実施し、県はその対策状況の確認を行う。</p> <p>① 組織体制の確認 ② 廃棄物処理施設の安全性の確認 ③ 仮置場の事前準備 ④ 災害廃棄物発生に備えた広報の準備</p>	甲府地方 气象台修 正																																				
207	<p>第13節 生活関連事業等の応急対策 3 一般ガス導管事業施設応急保安対策 (1) 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給区域等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>東京ガス山梨株式会社</td> <td>吉田瓦斯株式会社</td> </tr> <tr> <td>(1) 所在地 事務所 工場</td> <td>甲府市北口三丁目 1-12</td> <td>富士吉田市下吉田 6-5-1</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設種別</td> <td>天然ガスのパイプライン接 続供給</td> <td>天然ガスのパイプライン接 続供給</td> </tr> <tr> <td>(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量</td> <td>甲府市北口 3-1-12 球形ホルダー 40,000 m³ 1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 施設の状 況 及び供給状 況</td> <td>甲府市、中央市、甲斐市 及び昭和町の供給域内 30,000 戸へ導管により供 給</td> <td>富士吉田市の市街地及び 富士河口湖町の一部、忍 野村の一部 7,000 戸へ導管 により供給</td> </tr> <tr> <td>(5) 修理機材 名 及び数量</td> <td>修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、 さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メ ーカーとの応援態勢ができています。</td> <td></td> </tr> </table>		東京ガス山梨株式会社	吉田瓦斯株式会社	(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目 1-12	富士吉田市下吉田 6-5-1	(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接 続供給	天然ガスのパイプライン接 続供給	(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口 3-1-12 球形ホルダー 40,000 m ³ 1基		(4) 施設の状 況 及び供給状 況	甲府市、中央市、甲斐市 及び昭和町の供給域内 30,000 戸へ導管により供 給	富士吉田市の市街地及び 富士河口湖町の一部、忍 野村の一部 7,000 戸へ導管 により供給	(5) 修理機材 名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、 さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メ ーカーとの応援態勢ができています。		<p>第13節 生活関連事業等の応急対策 3 一般ガス導管事業施設応急保安対策 (1) 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給区域等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>東京ガス山梨株式会社</td> <td>吉田ガス株式会社</td> </tr> <tr> <td>(1) 所在地 事務所 工場</td> <td>甲府市北口三丁目 1-12</td> <td>富士吉田市下吉田 6-5-1</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設種別</td> <td>天然ガスのパイプライン接 続供給</td> <td>天然ガスのパイプライン接 続供給</td> </tr> <tr> <td>(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量</td> <td>甲府市北口 3-1-12 球形ホルダー 40,000 m³ 1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 施設の状 況 及び供給状 況</td> <td>甲府市、中央市、甲斐市 及び昭和町の供給域内 30,000 戸へ導管により供 給</td> <td>富士吉田市の市街地及び 富士河口湖町の一部、忍 野村の一部 7,000 戸へ導管 により供給</td> </tr> <tr> <td>(5) 修理機材 名 及び数量</td> <td>修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、 さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メ ーカーとの応援態勢ができています。</td> <td></td> </tr> </table>		東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社	(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目 1-12	富士吉田市下吉田 6-5-1	(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接 続供給	天然ガスのパイプライン接 続供給	(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口 3-1-12 球形ホルダー 40,000 m ³ 1基		(4) 施設の状 況 及び供給状 況	甲府市、中央市、甲斐市 及び昭和町の供給域内 30,000 戸へ導管により供 給	富士吉田市の市街地及び 富士河口湖町の一部、忍 野村の一部 7,000 戸へ導管 により供給	(5) 修理機材 名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、 さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メ ーカーとの応援態勢ができています。		吉田ガス (株)修正
	東京ガス山梨株式会社	吉田瓦斯株式会社																																					
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目 1-12	富士吉田市下吉田 6-5-1																																					
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接 続供給	天然ガスのパイプライン接 続供給																																					
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口 3-1-12 球形ホルダー 40,000 m ³ 1基																																						
(4) 施設の状 況 及び供給状 況	甲府市、中央市、甲斐市 及び昭和町の供給域内 30,000 戸へ導管により供 給	富士吉田市の市街地及び 富士河口湖町の一部、忍 野村の一部 7,000 戸へ導管 により供給																																					
(5) 修理機材 名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、 さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メ ーカーとの応援態勢ができています。																																						
	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社																																					
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目 1-12	富士吉田市下吉田 6-5-1																																					
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接 続供給	天然ガスのパイプライン接 続供給																																					
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口 3-1-12 球形ホルダー 40,000 m ³ 1基																																						
(4) 施設の状 況 及び供給状 況	甲府市、中央市、甲斐市 及び昭和町の供給域内 30,000 戸へ導管により供 給	富士吉田市の市街地及び 富士河口湖町の一部、忍 野村の一部 7,000 戸へ導管 により供給																																					
(5) 修理機材 名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、 さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メ ーカーとの応援態勢ができています。																																						

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

208

(2) 予備施設及び貯蔵原材料

	東京ガス山梨株式会社	吉田瓦斯株式会社
(1) 予備動力	① 5.5 KVAディーゼル発電機 5.4 KW ② 2.5 KVAディーゼル発電機 2.5 KW	175KVディーゼル発電機 145KW
(2) 貯蔵原材料		LPG100t 7日分

(3) 発災時の措置

	東京ガス山梨株式会社	吉田瓦斯株式会社
(1) 停電時の措置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行う。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。	本社の応援態勢を除いて同左
(5) 貯蔵設備被災時の措置	現有ガスホルダー1基のうち一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける。	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続ける

(2) 予備施設及び貯蔵原材料

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 予備動力	① 5.5 KVAディーゼル発電機 4.4 KW ② 2.7 KVAディーゼル発電機 2.9 KW	6.5KVAディーゼル発電機 5.2KW 26.0KVAディーゼル発電機20.8KW 50.0KVAガス発電機 40.0KW
(2) 貯蔵原材料	①軽油950L 72時間分 ②軽油200L 27時間分	LPG50t 3日分

(3) 発災時の措置

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 停電時の措置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行う。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。	本社の応援態勢を除いて同左
(5) 貯蔵設備被災時の措置	現有ガスホルダー1基のうち一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける。	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続ける

東京ガス山梨(株)・吉田ガス(株)修正修正

吉田ガス(株)修正

211

第14節 警察警備計画

3 警備体制

警察は大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は「本部長を長とする災害警備本部 」を設置して対応するものとする。

第3編 地震編

第1章 地域防災計画・地震編の概要

第14節 警察警備計画

3 警備体制

警察は大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は「本部長を長とする災害警備本部 甲号」を設置して対応するものとする。

第3編 地震編

第1章 地域防災計画・地震編の概要

警備第二課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
223	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>1～10（略）</p> <p>11 関東総合通信局</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車<u> </u>の貸出し</p> <p>(4)、(5)（略）</p> <p>12～17（略）</p>	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>1～10（略）</p> <p>11 関東総合通信局</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車<u>等</u>の貸出し</p> <p>(4)、(5)（略）</p> <p>12～17（略）</p>	<p>関東総合通信局修正</p>
225	<p>第5 指定公共機関</p> <p>1（略）</p> <p>2 東日本電信電話株式会社(山梨支店) 株式会社NTTドコモ(山梨支店)</p> <p>(1) 主要通信の確保</p> <p>(2) 通信疎通状況等の広報</p> <p>(3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p> <p><u>(4) 気象警報等の市町村長への伝達</u></p> <p>3、4（略）</p>	<p>第5 指定公共機関</p> <p>1（略）</p> <p>2 東日本電信電話株式会社(山梨支店) 株式会社NTTドコモ(山梨支店)</p> <p>(1) 主要通信の確保</p> <p>(2) 通信疎通状況等の広報</p> <p>(3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p> <p>_____</p> <p>3、4（略）</p>	<p>東日本電信電話株式会社(株)修正</p>
225	<p>5 中日本高速道路株式会社(八王子支社)</p> <p>所轄する高速道路等について、次の事項を行う。</p> <p>(1) <u>東海地震等に関連する情報及び南海トラフ地震に関連する情報の伝達</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>6～9（略）</p>	<p>5 中日本高速道路株式会社(八王子支社)</p> <p>所轄する高速道路等について、次の事項を行う。</p> <p>(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報及びその他地震に関する情報の伝達</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>6～9（略）</p>	<p>中日本高速道路(株)修正</p>
226	<p>第6 指定地方公共機関</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田<u>瓦斯</u>株式会社、(一社)日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>4、5（略）</p>	<p>第6 指定地方公共機関</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田<u>ガス</u>株式会社、(一社)日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>4、5（略）</p>	<p>吉田ガス(株)修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
228	<p>第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害</p> <p>1 地形の特徴</p> <p>山梨県の総面積は <u>4,465.37km²</u>でその約78%が山地である。 (略)</p>	<p>第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害</p> <p>1 地形の特徴</p> <p>山梨県の総面積は <u>4,465.27km²</u>でその約78%が山地である。 (略)</p>	<p>国土地理院関東地方測量部修正</p>
235	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>4 想定結果</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 供給処理施設</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 都市ガス</p> <p>都市ガス供給地域は、甲府市、中央市、甲斐市、昭和町、富士吉田市、富士河口湖町 _____ である。 (略)</p>	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>4 想定結果</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 供給処理施設</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 都市ガス</p> <p>都市ガス供給地域は、甲府市、中央市、甲斐市、昭和町、富士吉田市、富士河口湖町、<u>忍野村、山中湖村</u>である。 (略)</p>	<p>吉田ガス(株)修正</p>
252	<p>第2章 災害予防計画(平常時の対策)</p> <p>第1節 地震に強い県土づくりの推進</p> <p>3 河川・砂防の対策</p> <p>河川・砂防等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。今後整備する施設についても同基準に適合した施設整備を行う。</p> <p>(1) 河川・砂防管理施設の整備</p> <p>定期的な巡視により施設の点検調査を実施し、<u>震度4以上</u>の地震発生後直ちに管理施設の点検調査を「河川砂防管理施設点検要領(案)」に基づき行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。</p> <p>(2) 多目的ダム管理</p> <p>安全点検調査等は常に実施し、また、<u>震度4以上</u> _____ 又はダム堤体底部の地震計加速度が[※]25gal以上の地震発生後は、国土交通省「地震発生後のダム管理施設等点検実施要領」に基づき、臨時点検を行う。</p>	<p>第2章 災害予防計画(平常時の対策)</p> <p>第1節 地震に強い県土づくりの推進</p> <p>3 河川・砂防の対策</p> <p>河川・砂防等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。今後整備する施設についても同基準に適合した施設整備を行う。</p> <p>(1) 河川・砂防管理施設の整備</p> <p>定期的な巡視により施設の点検調査を実施し、<u>震度5弱以上</u>の地震発生後直ちに管理施設の点検調査を「河川砂防管理施設点検要領(案)」に基づき行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。</p> <p>(2) 多目的ダム管理</p> <p>安全点検調査等は常に実施し、また、<u>ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度計が4以上</u>又はダム堤体底部の地震計加速度が[※]25gal以上の地震発生後は、国土交通省「地震発生後のダム管理施設等点検実施要領」に基づき、臨時点検を行う。</p>	<p>治水課修正</p>

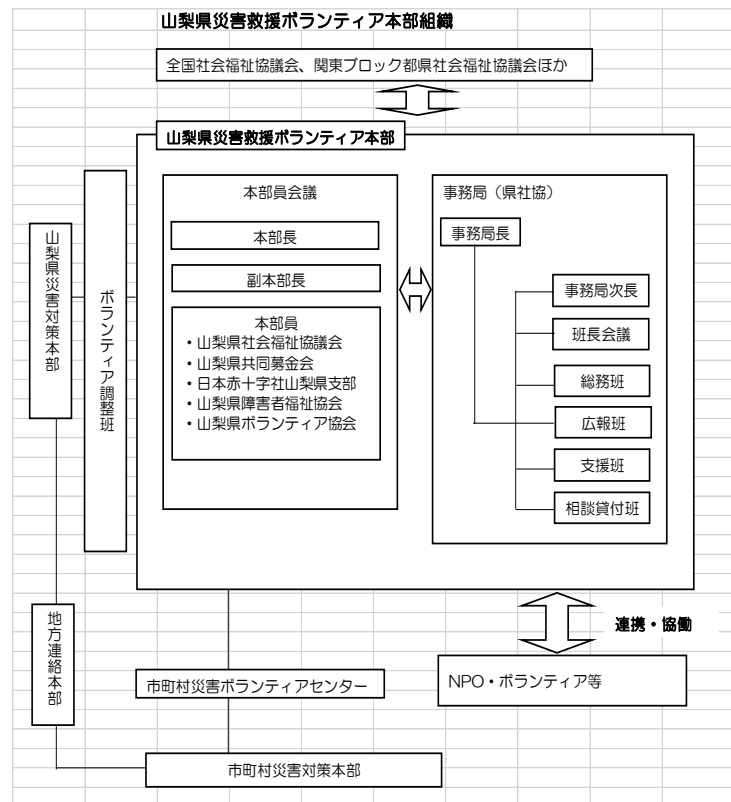
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
266	<p>なお、点検により補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。</p> <p>第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進1 防災知識の普及・教育 (略) (1)～(7) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>なお、点検により補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。</p> <p>第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進1 防災知識の普及・教育 (略) (1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 災害教訓の伝承</u> <u>県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>国土地理院関東地方測量部修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

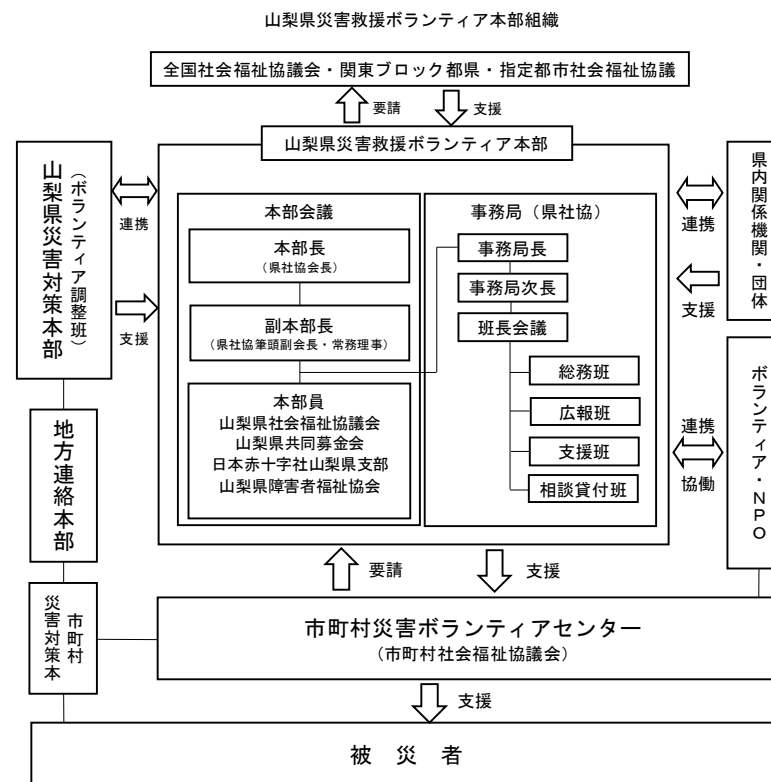
269 第8節 災害ボランティア活動環境の整備
(略)



第9節 防災訓練の実施
(略)

- 270 1 総合防災訓練(東海地震)の実施
(略)
- 2 山梨県地震防災訓練(東海地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施
(略)

第8節 災害ボランティア活動環境の整備
(略)



第9節 防災訓練の実施
(略)

- 1 総合防災訓練(南海トラフ地震)の実施
(略)
- 2 山梨県地震防災訓練(南海トラフ地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施
(略)

社会福祉協議会修正

甲府地方気象台修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
272	<p>第10節 要配慮者対策の推進 1 社会福祉施設対策の推進 (略) (1)、(2) (略) (3) 防災教育、防災訓練の充実 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。 また、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を、年1回以上実施する。</p>	<p>第10節 要配慮者対策の推進 1 社会福祉施設対策の推進 (略) (1)、(2) (略) (3) 防災教育、防災訓練の充実 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。 また、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を、年2回以上実施する。</p>	健康長寿 推進課修 正
272	<p>2 高齢者・障害者等の要配慮者対策 国(内閣府)が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(18年3月改訂版)等に基づき、市町村は、「要配慮者支援マニュアル」(行動計画)を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。 (1)～(8) (略)</p>	<p>2 高齢者・障害者等の要配慮者対策 国(内閣府)が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改定版)」「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(18年3月改訂版)」等に基づき、市町村は、「要配慮者支援マニュアル」(行動計画)を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。 (1)～(8) (略)</p>	防災危機 管理課修 正
281	<p>第3章 地震災害応急対策 第2節 地震災害情報の収集伝達 (略) 2 地震に関する情報等の伝達 (1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表 甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に係る地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。 <u>ア 地震情報について</u> <u>① 震度速報</u></p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第2節 地震災害情報の収集伝達 (略) 2 地震に関する情報等の伝達 (1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表 甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に係る地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。 <u>ア 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について</u></p>	甲府地方 気象台修 正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由															
	<p><u>発表基準：震度3以上</u> <u>内 容：地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</u></p> <p>② <u>震源に関する情報</u> <u>発表基準：震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を</u> <u>発表した場合は発表しない）</u> <u>内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を</u> <u>発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</u></p> <p>③ <u>震源・震度に関する情報</u> <u>発表基準：以下のいずれかを満たした場合</u> <u>・震度3以上</u> <u>・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時</u> <u>・若干の海面変動が予想される場合</u> <u>・緊急地震速報（警報）を発表した場合</u> <u>内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震</u> <u>度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と</u> <u>考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場</u> <u>合は、その市町村名を発表。</u></p> <p>④ <u>各地の震度に関する情報</u> <u>発表基準：震度1以上</u> <u>内 容：震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震</u> <u>源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上</u> <u>と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある</u> <u>場合は、その地点名を発表。</u></p> <p>⑤ <u>推計震度分布図</u> <u>発表基準：震度5弱以上</u> <u>内 容：観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推</u> <u>計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u></p> <p>⑥ <u>長周期地震動に関する観測情報</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 217 1238 352">地震情報 の種類</th> <th data-bbox="1238 217 1570 352">発表基準</th> <th data-bbox="1570 217 2029 352">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 352 1238 528">震度速報</td> <td data-bbox="1238 352 1570 528">・震度3以上</td> <td data-bbox="1570 352 2029 528">地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 528 1238 743">震源に関する情報</td> <td data-bbox="1238 528 1570 743">・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td data-bbox="1570 528 2029 743">「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 743 1238 1078">震源・震度に関する情報（注）</td> <td data-bbox="1238 743 1570 1078">以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td data-bbox="1570 743 2029 1078">地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1078 1238 1406">各地の震度に関する情報（注）</td> <td data-bbox="1238 1078 1570 1406">・震度1以上</td> <td data-bbox="1570 1078 2029 1406">震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報 の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報（注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発	
地震情報 の種類	発表基準	内容																
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																
各地の震度に関する情報（注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発																

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	<p><u>発表基準：震度3以上</u> <u>内 容：高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u></p> <p>⑦ <u>遠地地震に関する情報</u> <u>発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき</u> <u>内 容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。</u></p> <p>⑧ <u>その他の情報</u> <u>発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u> <u>内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u></p> <p>イ <u>甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について</u> ① <u>震度速報</u> <u>発表基準：全国のいずれかで震度3以上を観測し、山梨県内で震度1以上を観測した場合</u> <u>情報の内容：震度3以上を観測した地域名と観測された震度</u> ② <u>震源に関する情報</u> <u>発表基準：本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を發表しないとき。</u> <u>※本州中部付近（関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿</u></p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 209 1238 392"></td> <td data-bbox="1238 209 1568 392"></td> <td data-bbox="1568 209 2029 392"> <u>表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 392 1238 647"> <u>推計震度分布図</u> </td> <td data-bbox="1238 392 1568 647"> <u>・震度5弱以上</u> </td> <td data-bbox="1568 392 2029 647"> <u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u> <u>※（参考）令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 647 1238 1046"> <u>長周期地震動に関する観測情報</u> </td> <td data-bbox="1238 647 1568 1046"> <u>・震度3以上</u> </td> <td data-bbox="1568 647 2029 1046"> <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u> <u>※（参考）令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1046 1238 1457"> <u>遠地地震に関する情報</u> </td> <td data-bbox="1238 1046 1568 1457"> <u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u> </td> <td data-bbox="1568 1046 2029 1457"> <u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</u> </td> </tr> </tbody> </table>			<u>表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>	<u>推計震度分布図</u>	<u>・震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u> <u>※（参考）令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。</u>	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>・震度3以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u> <u>※（参考）令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。</u>	<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	<u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</u>	
		<u>表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>													
<u>推計震度分布図</u>	<u>・震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u> <u>※（参考）令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。</u>													
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>・震度3以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u> <u>※（参考）令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。</u>													
<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	<u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</u>													

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

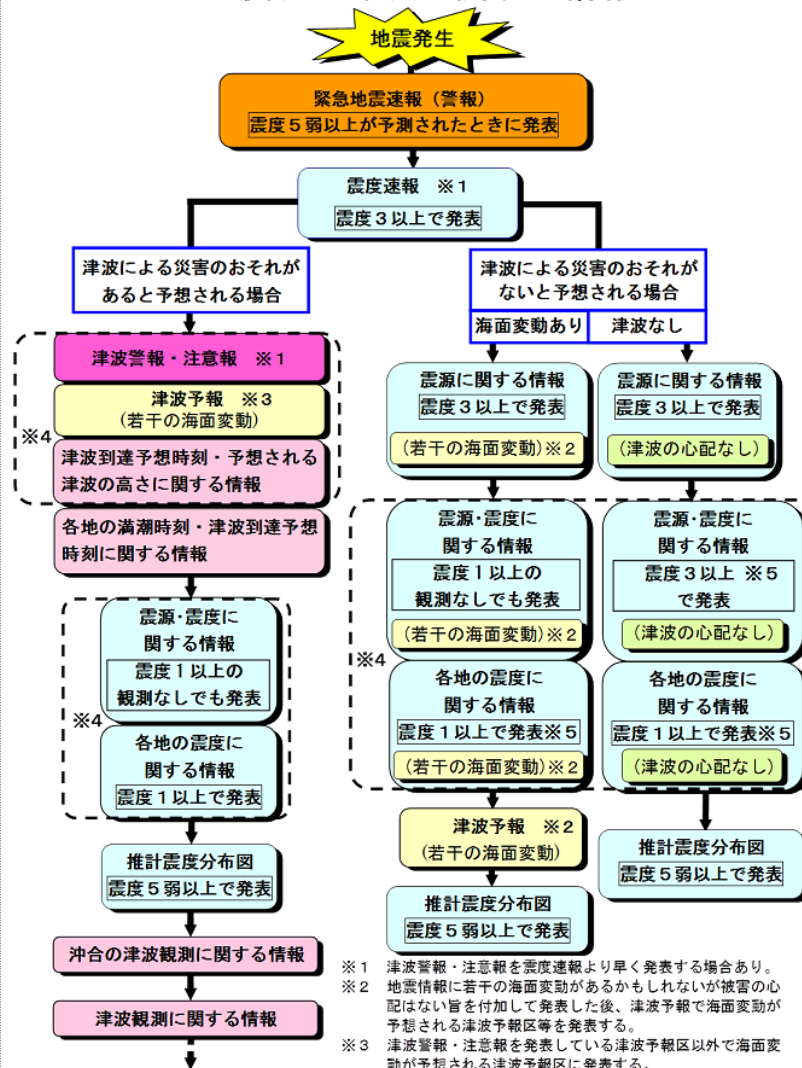
<p>岸) <u>情報の内容:震源要素(発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模(マグニチュード))津波のない旨の付加文</u></p> <p>③ <u>震源・震度に関する情報</u> <u>発表基準:県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき</u> <u>※隣接県(神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都(島嶼部を除く))</u></p> <p><u>情報の内容:震源要素(発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模(マグニチュード))震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名</u></p> <p>④ <u>各地の震度に関する情報</u> <u>発表基準:県内で最大震度1以上を観測したとき(山梨県と隣接県の震度)</u> <u>情報の内容:山梨県と隣接県の震度</u> <u>※隣接県(神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都(島嶼部を除く))</u> <u>※震源要素(発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模(マグニチュード))震央地名、観測点毎の震度</u></p> <p>⑤ <u>地震回数に関する情報</u> <u>発表基準:県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき</u> <u>※県内と隣接地域(「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県東部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」)</u></p> <p><u>情報の内容:地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回</u></p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>その他の情報</u></td> <td style="width: 30%;"><u>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</u></td> <td style="width: 50%;"><u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u></td> </tr> </table> <p><u>(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</u></p> <p><u>イ 地震及び津波に関する情報</u></p>	<u>その他の情報</u>	<u>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>	
<u>その他の情報</u>	<u>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>			

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

- 数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど
- ⑥ 地震の活動状況等に関する情報
発表基準：伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信
 - ⑦ 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報
発表基準：南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合

地震及び津波に関する情報



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
 ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報が発表する。
 ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<p>ウ 南海トラフ地震に関連する情報</p> <p>(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件</p> <p>南海トラフ地震に関連する情報は「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名の後に付記する。</p> <p>「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"><u>情報名</u></th> <th><u>情報発表条件</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>南海トラフ地震臨時情報</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>南海トラフ地震関連解説情報</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p>	<u>情報名</u>	<u>情報発表条件</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 	<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>	
<u>情報名</u>	<u>情報発表条件</u>								
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 								
<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>								

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(キーワード)」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内(注1)でマグニチュード 6.8 以上(注2)の地震(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注6)8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<p>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震(注3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 202 1256 312"></td> <td data-bbox="1256 202 1420 312">調査終了</td> <td data-bbox="1420 202 2040 312">○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td> </tr> </table> <p>(注1) <u>南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。</u></p> <p>(注2) <u>モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8 以上の地震から調査を開始する。</u></p> <p>(注3) <u>太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。</u></p> <p>(注4) <u>気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24 時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。具体的には、</u> <u>レベル1: 平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。</u> <u>レベル2: レベル1の 1.5～1.8 倍に設定。レベル3: レベル1の2倍に設定。</u> <u>「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。</u></p> <p>(注5) <u>ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じよう場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連</u></p>		調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合				

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
284	<p>第3章 地震災害応急対策 第2節 地震災害情報の収集伝達 3 被害情報の収集伝達 (1)～(2) (略) (3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 ・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。 ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときは、市町村は消防庁に直接報告するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略) (5) 報告の種類・様式 ア (略)</p>	<p><u>性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。</u> (注6) <u>断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</u></p> <p>第3章 地震災害応急対策 第2節 地震災害情報の収集伝達 3 被害情報の収集伝達 (1)～(2) (略) (3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 ・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。 ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときは、市町村は消防庁に直接報告するものとする。 <u>・市町村等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。</u> <u>・県は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。</u></p> <p>(略) (5) 報告の種類・様式 ア (略)</p>	<p>防災基本計画修正のため</p> <p>障害福祉課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
292	<p>イ 他の法令に基づく被害報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防組織法に基づく火災報告(防災危機管理班) ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(障害福祉班、医務班) ③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(衛生薬務班) ④～⑫ (略) <p>第5節 避難活動</p> <p>6 避難所</p> <p>(1) 避難所の整備</p> <p>ウ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <hr/>	<p>イ 他の法令に基づく被害報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防組織法に基づく火災報告(防災危機管理班) ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(健康増進班、医務班) ③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(衛生薬務班) ④～⑫ (略) <p>第5節 避難活動</p> <p>6 避難所</p> <p>(1) 避難所の整備</p> <p>ウ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画修正のため</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

297

第6節 緊急輸送対策
6 緊急輸送車両等の確保
 (1)、(2) (略)

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)
(第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	62.9
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	東京都堺～長野県堺	100.38
	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～国道411号交点(甲斐市) 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.57
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号交点(大月市)	42.5
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笛吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 国道20号重用区間0.5km: 国道20号向町二交差点(甲斐市)～国道20号上阿原交差点(甲斐市)	53.0
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲斐市)	63.3
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km: 国道137号交点(富士吉田市)～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府葦崎線	国道52号交点(甲斐市)～甲府駅前(甲斐市)	0.5
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市区道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	富士吉田市区道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市区道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市区道 中央通り線	富士吉田市区道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計20箇所				697.1

第6節 緊急輸送対策
6 緊急輸送車両等の確保
 (1)、(2) (略)

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)
(第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	62.9
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	東京都堺～長野県堺	100.38
	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～国道411号交点(甲斐市) 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.57
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号交点(大月市)	42.5
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笛吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 国道20号重用区間0.5km: 国道20号向町二交差点(甲斐市)～国道20号上阿原交差点(甲斐市)	53.0
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲斐市)	63.3
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km: 国道137号交点(富士吉田市)～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府葦崎線	国道52号交点(甲斐市)～甲府駅前(甲斐市)	0.5
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市区道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	富士吉田市区道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市区道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市区道 中央通り線	富士吉田市区道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計 18路線				697.1

道路管理
課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

（第二次緊急輸送道路）

道路種別 (指定区間)	路線番号	路線名	起終点	延長 (km)
一般国道 (指定区間)	139	国道139号(都留BP)	都留市道天神通り線 交点(都留市)～四日市場上野原線交点(都留市)	6.1
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道139号交点(富士吉田市)～河口湖精進線交点(富士河口湖町)	7.3
	139	国道139号	小和田猿橋線交点(大月市)～東京都境	24.7
	140	国道140号	西関東連絡道路方カランプ(山梨市)～西関東連絡道路岩手ランプ交点(山梨市)	4.4
	300	国道300号	全線 国道139号重用区間22.6km: 国道139号交点(富士吉田市)～国道139号本橋交点(富士河口湖町)	25.0
主要地方道	469	国道469号	富士川身延線交点(南部町)～国道52号交点(南部町)	0.5
	3	甲府市川三郷線	国道20号交点(甲府市)～葦崎南アルプス中央線交点(中央市)[昭和バイパス] 甲府笛吹線交点(甲府市)～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km: 国道140号橋林橋南側交点(中央市) ～国道140号大正交差点東側交点(市川三郷町) 国道20号重用区間0.8km: 国道20号国母交点(甲府市)～国道20号国母立体交差点(甲府市)	22.1
	4	市川三郷富士川線	国道140号交点(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町)[黒沢BP] 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	4.4
5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～国道52号交点(南アルプス市)	5.5	
6	甲府葦崎線	国道140号交点(甲府市)～茅野北社葦崎線交点(葦崎市)	16.7	
7	甲府昇仙峡線	平瀬浄水場(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府葦崎線重用区間1.9km: 甲府葦崎線交点(甲府市)～甲府葦崎線総合グランド入口交差点(甲府市)	8.2	
	9	市川三郷身延線	全線 市川三郷富士川線重用区間4.4km: 市川大門四丁目1801(市川三郷町) ～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町) 国道300号重用区間6.6km: 国道300号交点(身延町) ～国道300号波高島トンネル西交点(身延町)	25.0
	10	富士川身延線	国道52号市川三郷身延線交点(身延町)～国道52号交点(南部町)(身延山ICアクセス含む) 国道469号重用区間0.5km: 国道52号交点(南部町)～国道469号交点(南部町)	19.3
11	北社富士見線	国道141号交点(北社市)～長野県境	24.5	
12	葦崎南アルプス中央線	国道20号交点(葦崎市)～甲府中央右左口線交点(中央市) 櫛形大橋東詰交点(南アルプス市)～南アルプスIC(南アルプス市) 南アルプスIC(南アルプス市)～甲府中央右左口線交点(中央市)[新山梨環状線]	35.5	
17	茅野北社葦崎線	北社富士見線交点(北社市)～甲府葦崎線交点(葦崎市)	24.2	
18	上野原丹波山線	全線 国道139号重用区間3.2km: 国道139号交点(小菅村)～大菩薩峠線交点(小菅村)	28.8	
20	甲斐早川線	国道20号交点(甲斐市)～南アルプス市役所 戸安支所 葦崎南アルプス中央線重用区間0.3km: 葦崎南アルプス中央線戸安入口交差点(南アルプス市) ～葦崎南アルプス中央線源交点(南アルプス市)	12.8	
21	河口湖精進線	国道137号交点(富士河口湖町)～国道139号交点(富士河口湖町)	16.3	
22	甲府笛吹線	全線	7.6	
23	葦崎増富線	国道141号交点(葦崎市)～北社市役所 明野総合支所(北社市)	4.7	
24	都留道志線	全線	15.7	
25	甲斐中央線	国道20号交点(甲斐市)～甲府市川三郷線交点(昭和町)[昭和バイパス]	4.6	
26	富士川南アルプス線	国道140号交点(南アルプス市)～葦崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)	3.0	
27	葦崎昇仙峡線	国道141号交点(葦崎市)～葦崎IC(葦崎市)	1.4	
28	北社ハヶ岳公園線	長沢小沢沢線交点(北社市)～北社富士見線交点(北社市)	6.4	
29	甲府中央右左口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市) 葦崎南アルプス中央線交点(中央市)～国道358号交点(甲府市)[新山梨環状線]	14.1	
31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府葦崎線交点(甲府市)	1.3	
32	長坂高根線	全線	7.5	
33	上野原あきる野線	国道20号交点(上野原市)～上野原丹波山線交点(上野原市)	5.7	
34	白井甲州線	全線	18.0	
35	四日市場上野原線	国道139号交点(都留市)～上野原市道田野入線交点(上野原市) 上野原市道田野入線交点(上野原市)～国道20号交点(上野原市)	26.4	
36	笛吹市川三郷線	白井甲州線交点(笛吹市)～国道358号交点(甲府市)	19.6	
37	南アルプス公園線	早川町本庁舎～国道52号交点(身延町)	10.5	
39	今諏訪北村線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～葦崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	3.1	
40	都留インター線	全線	0.6	
41	須玉インター線	全線	0.1	
42	葦崎南アルプス富士川線	国道52号(甲西道路)交点(富士川町)～今諏訪北村線交点(南アルプス市)	11.5	
43	六郷インター線	中部自動車横断道交点(市川三郷町)～国道52号交点(身延町) 市川三郷身延線重用区間0.6km: 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～市川三郷身延線映南橋東詰交点(市川三郷町)	0.9	

（第二次緊急輸送道路）

道路種別 (指定区間)	路線番号	路線名	起終点	延長 (km)
一般国道 (指定区間)	139	国道139号(都留BP)	都留市道天神通り線 交点(都留市)～四日市場上野原線交点(都留市)	6.1
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道139号交点(富士吉田市)～河口湖精進線交点(富士河口湖町)	7.3
	139	国道139号	小和田猿橋線交点(大月市)～東京都境	24.7
	140	国道140号	西関東連絡道路方カランプ(山梨市)～西関東連絡道路岩手ランプ交点(山梨市)	4.4
	300	国道300号	全線 国道139号重用区間22.6km: 国道139号交点(富士吉田市) ～国道139号本橋交点(富士河口湖町)	25.0
主要地方道	469	国道469号	富士川身延線交点(南部町)～国道52号交点(南部町)	0.5
	3	甲府市川三郷線	国道20号交点(甲府市)～葦崎南アルプス中央線交点(中央市)[昭和バイパス] 甲府笛吹線交点(甲府市)～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km: 国道140号橋林橋南側交点(中央市) ～国道140号大正交差点東側交点(市川三郷町) 国道20号重用区間0.8km: 国道20号国母交点(甲府市)～国道20号国母立体交差点(甲府市)	22.1
	4	市川三郷富士川線	国道140号交点(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町)[黒沢BP] 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	4.4
5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～国道52号交点(南アルプス市)	5.5	
6	甲府葦崎線	国道140号交点(甲府市)～茅野北社葦崎線交点(葦崎市)	16.7	
7	甲府昇仙峡線	平瀬浄水場(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府葦崎線重用区間1.9km: 甲府葦崎線交点(甲府市)～甲府葦崎線総合グランド入口交差点(甲府市)	8.2	
	9	市川三郷身延線	全線 市川三郷富士川線重用区間4.4km: 市川大門四丁目1801(市川三郷町) ～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町) 国道300号重用区間6.6km: 国道300号交点(身延町) ～国道300号波高島トンネル西交点(身延町)	25.0
	10	富士川身延線	国道52号市川三郷身延線交点(身延町)～国道52号交点(南部町)(身延山ICアクセス含む) 国道469号重用区間0.5km: 国道52号交点(南部町)～国道469号交点(南部町)	20.5
11	北社富士見線	国道141号交点(北社市)～長野県境	24.5	
12	葦崎南アルプス中央線	国道20号交点(葦崎市)～甲府中央右左口線交点(中央市) 櫛形大橋東詰交点(南アルプス市)～南アルプスIC(南アルプス市) 南アルプスIC(南アルプス市)～甲府中央右左口線交点(中央市)[新山梨環状線]	35.5	
17	茅野北社葦崎線	北社富士見線交点(北社市)～甲府葦崎線交点(葦崎市)	24.2	
18	上野原丹波山線	全線 国道139号重用区間3.2km: 国道139号交点(小菅村)～大菩薩峠線交点(小菅村)	28.8	
20	甲斐早川線	国道20号交点(甲斐市)～南アルプス市役所 戸安支所 葦崎南アルプス中央線重用区間0.3km: 葦崎南アルプス中央線戸安入口交差点(南アルプス市) ～葦崎南アルプス中央線源交点(南アルプス市)	12.8	
21	河口湖精進線	国道137号交点(富士河口湖町)～国道139号交点(富士河口湖町)	16.3	
22	甲府笛吹線	全線	7.6	
23	葦崎増富線	国道141号交点(葦崎市)～北社市役所 明野総合支所(北社市)	4.7	
24	都留道志線	全線	15.7	
25	甲斐中央線	国道20号交点(甲斐市)～甲府市川三郷線交点(昭和町)[昭和バイパス]	4.6	
26	富士川南アルプス線	国道140号交点(南アルプス市)～葦崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)	3.0	
27	葦崎昇仙峡線	国道141号交点(葦崎市)～葦崎IC(葦崎市)	1.4	
28	北社ハヶ岳公園線	長沢小沢沢線交点(北社市)～北社富士見線交点(北社市)	6.4	
29	甲府中央右左口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市) 葦崎南アルプス中央線交点(中央市)～国道358号交点(甲府市)[新山梨環状線]	14.1	
30	大月上野原線	野田原四方連(新)線交点～鎌倉坂サービスエリア線交点	1.3	
31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府葦崎線交点(甲府市)	1.3	
32	長坂高根線	全線	7.5	
33	上野原あきる野線	国道20号交点(上野原市)～上野原丹波山線交点(上野原市)	5.7	
34	白井甲州線	全線	18.0	
35	四日市場上野原線	国道139号交点(都留市)～上野原市道田野入線交点(上野原市) 上野原市道田野入線交点(上野原市)～国道20号交点(上野原市)	26.4	
36	笛吹市川三郷線	白井甲州線交点(笛吹市)～国道358号交点(甲府市)	19.6	
37	南アルプス公園線	早川町本庁舎～国道52号交点(身延町)	10.5	
39	今諏訪北村線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～葦崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	3.1	
40	都留インター線	全線	0.6	
41	須玉インター線	全線	0.1	
42	葦崎南アルプス富士川線	国道52号(甲西道路)交点(富士川町)～今諏訪北村線交点(南アルプス市)	11.5	
43	六郷インター線	中部自動車横断道交点(市川三郷町)～国道52号交点(身延町) 市川三郷身延線重用区間0.6km: 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～市川三郷身延線映南橋東詰交点(市川三郷町)	0.9	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
	一般県道	一般県道	
	104 天神平甲府線	104 天神平甲府線	
	106 中下条甲府線	106 中下条甲府線	
	113 甲府精進湖線	113 甲府精進湖線	
	117 小瀬スポーツ公園線	117 小瀬スポーツ公園線	
	202 山梨市(停)線	202 山梨市(停)線	
	204 休息山梨線	204 休息山梨線	
	208 下神内川石和温泉(停)線	208 下神内川石和温泉(停)線	
	211 山梨管飲線	211 山梨管飲線	
	216 万力小屋敷線	216 万力小屋敷線	
	219 柳平塩山線	219 柳平塩山線	
	302 石和温泉(停)線	302 石和温泉(停)線	
	308 鶯宿上曾根線	308 鶯宿上曾根線	
	314 一宮山梨線	314 一宮山梨線	
	313 藤堂石和線	313 藤堂石和線	
	413 平林青柳線	413 平林青柳線	
	415 湯之奥上之平線	415 湯之奥上之平線	
	505 小和田猿橋線	505 小和田猿橋線	
	606 台ヶ原長坂線	606 台ヶ原長坂線	
	608 長沢小瀬沢線	608 長沢小瀬沢線	
	609 小荒間長坂(停)線	609 小荒間長坂(停)線	
	612 横手日野春(停)線	612 横手日野春(停)線	
	621 須玉中田線	621 須玉中田線	
	707 富士河口湖富士線	707 富士河口湖富士線	
	710 青木ヶ原船津線	710 青木ヶ原船津線	
	714 鳴沢富士河口湖線	714 鳴沢富士河口湖線	
	716 富士北麓公園線	716 富士北麓公園線	
	717 山中湖忍野富士吉田線	717 山中湖忍野富士吉田線	
	719 富士河口湖芦川線	719 富士河口湖芦川線	
	803 内船(停)線	803 内船(停)線	
	809 釜の口塩尻線	809 釜の口塩尻線	
	市町村道	市町村道	
	甲府市道 小瀬町1号線	甲府市道 小瀬町1号線	
	甲府市道 小瀬2号線	甲府市道 小瀬2号線	
	甲府市道 富士見中線	甲府市道 富士見中線	
	甲府市道 朝日荒川線	甲府市道 朝日荒川線	
	都留市道 天神通り線	都留市道 天神通り線	
	山梨市道 山梨市役所前通り線	山梨市道 山梨市役所前通り線	
	山梨市道 山梨市駅東山梨線	山梨市道 山梨市駅東山梨線	
	富士塚通り線(農道DC02)	富士塚通り線(農道DC02)	
	フルーツライン(農道DC01)	フルーツライン(農道DC01)	
	大月市道 公園通り線	大月市道 公園通り線	
	大月市道 猿橋東町線	大月市道 猿橋東町線	
	南アルプス市道 若草1級1号	南アルプス市道 若草1級1号	
	南アルプス市道 桐形7号線	南アルプス市道 桐形7号線	
	南アルプス市道 十五所7号線	南アルプス市道 十五所7号線	
	甲斐市道 赤坂公園線	甲斐市道 赤坂公園線	
	甲斐市道 三味道村上線	甲斐市道 三味道村上線	
	甲斐市道 開発1号線	甲斐市道 開発1号線	
	甲斐市道 滝坂希望ヶ丘線	甲斐市道 滝坂希望ヶ丘線	
	甲斐市道 登美田大原敷線	甲斐市道 登美田大原敷線	
	甲斐市道 大原敷横町線	甲斐市道 大原敷横町線	
	甲斐市道 奥道希望ヶ丘線	甲斐市道 奥道希望ヶ丘線	
	笛吹市道 八代6号線	笛吹市道 八代6号線	
	笛吹市道 4018線	笛吹市道 4018線	
	笛吹市道 2-30号線	笛吹市道 2-30号線	
	中央市道 1028号線	中央市道 1028号線	
	中央市道 2017号線	中央市道 2017号線	
	市川三郷町道 田野入線	市川三郷町道 田野入線	
	市川三郷町道 大木法師倉線	市川三郷町道 大木法師倉線	
	市川三郷町道 大木川鳥線	市川三郷町道 大木川鳥線	
	富士河口湖町道 0191富士ヶ嶺1号線	富士河口湖町道 0191富士ヶ嶺1号線	
	計 99路線	計 107路線	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
301	<p>第7節 生活関係施設の応急対策</p> <p>2 応急仮設住宅建設 (略)</p> <p>(1) 応急仮設住宅建設用地の確保 災害発生時に於いて迅速に応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。 このため、県と市町村との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。 (令和2年度応急仮設住宅建設用地調査) 調査結果 27 市町村、<u>174</u> 箇所、応急仮設住宅 <u>13,084</u> 戸分の用地を確保 ※ 仮設住宅建設用地 ・市町村が選定する土地 ・公園緑地及び広場</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第7節 生活関係施設の応急対策</p> <p>2 応急仮設住宅建設 (略)</p> <p>(1) 応急仮設住宅建設用地の確保 災害発生時に於いて迅速に応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。 このため、県と市町村との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。 (令和3年度応急仮設住宅建設用地調査) 調査結果27市町村、<u>173</u> 箇所、応急仮設住宅 <u>13,012</u> 戸分の用地を確保 ※ 仮設住宅建設用地 ・市町村が選定する土地 ・公園緑地及び広場</p> <p>(2) (略)</p>	住宅対策 室修正
302	<p>3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給 大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、<u>民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を実施する。</u> <u>ア 不動産関係団体の協力により提供を実施</u> (1)～(4) (略)</p>	<p>3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給 大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、<u>民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅を供給する。</u> <u>ア 不動産関係団体の協力により提供を実施</u> (1)～(4) (略)</p>	建築住宅 課修正
305	<p>5 下水道施設応急対策 (略)</p> <p>(1) 要員の確保 下水道管理者が定める<u>山梨県流域下水道地震対策マニュアル</u>に基づき応急処置要員の確保を図る。 (2)～(5) (略)</p>	<p>5 下水道施設応急対策 (略)</p> <p>(1) 要員の確保 下水道管理者が定める<u>山梨県流域下水道災害対応マニュアル</u>に基づき応急処置要員の確保を図る。 (2)～(5) (略)</p>	下水道室 修正

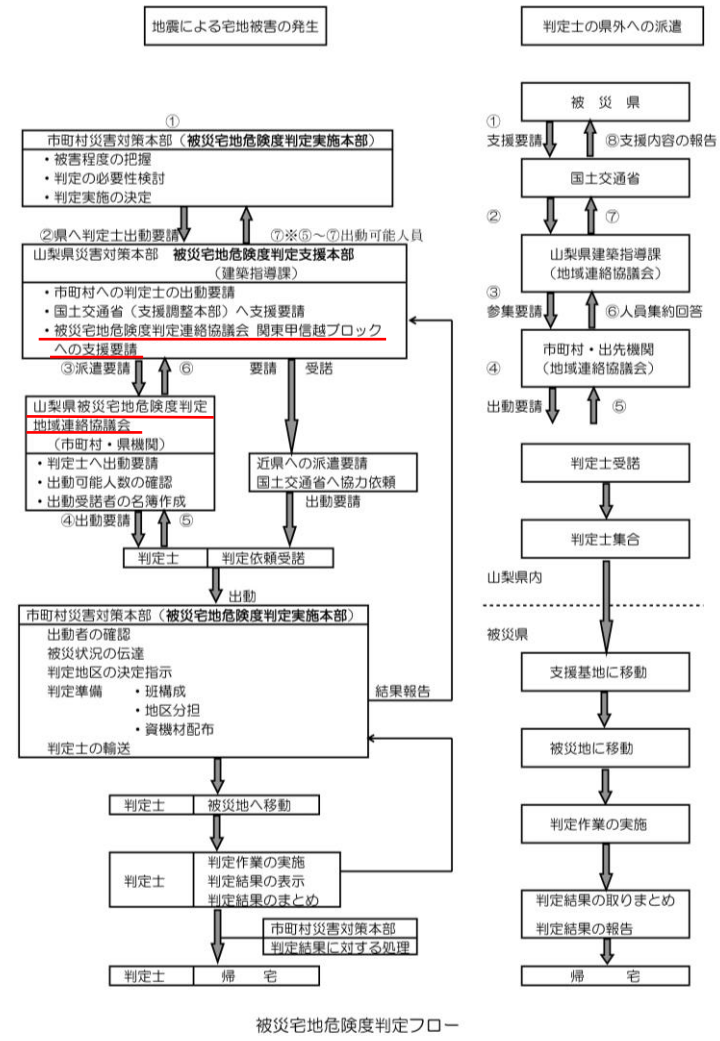
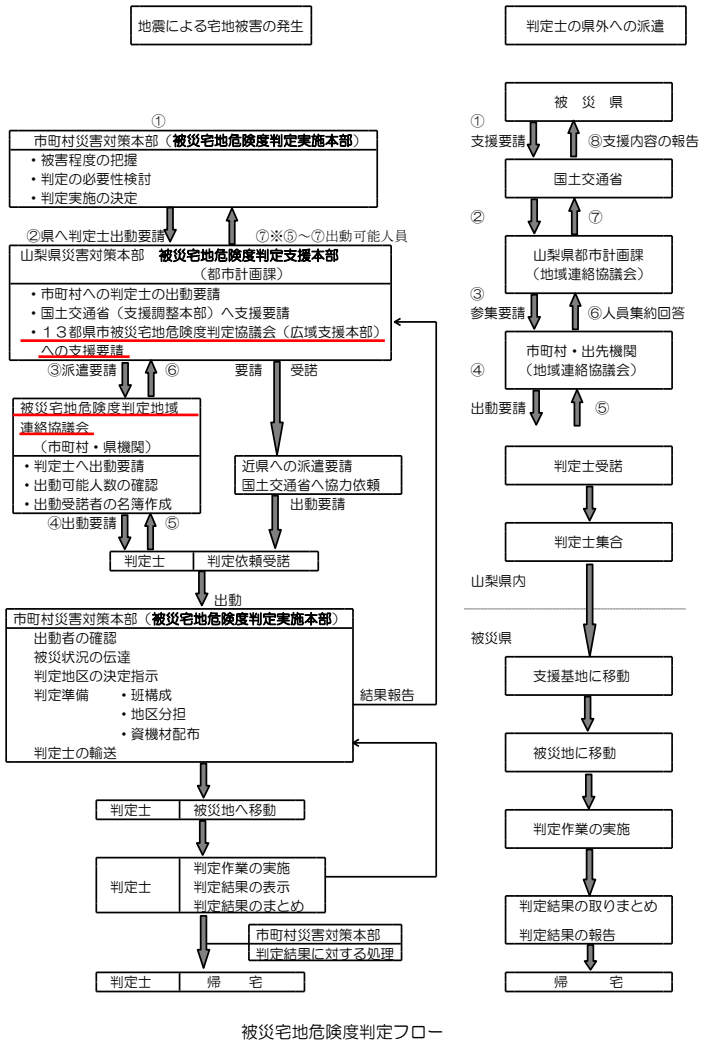
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
307	<p>11 宅地対策</p> <p>大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、<u>被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。</u></p> <p><u>危険度判定は、市町村災害対策本部の派遣要請に基づいて行う。</u></p> <hr/> <p>(1) 危険度判定 ア～ウ（略） エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、<u>近隣都県との相互支援体制の整備を図る。</u></p> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する</p>	<p>11 宅地対策</p> <p>大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、<u>被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定士を活用して危険度判定を行う。</u></p> <p><u>判定士の派遣は、原則、市町村災害対策本部に設置される被災宅地危険度判定実施本部からの要請に基づいて行う。</u></p> <p>(1) 危険度判定 ア～ウ（略） エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、<u>国、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。</u></p> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する</p>	<p>都市計画 課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

308



都市計画課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由												
310	<p>第4章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動</p> <p>1 県</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 警戒宣言発令時(東海地震予知情報発表)の体制</p> <p>ア 山梨県地震災害警戒本部</p> <p>知事は、山梨県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)を設置する。県警戒本部の概要は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="219 571 555 619"> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="219 651 927 699"> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、<u>総務部長</u>、県警察本部長</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="170 730 927 874"> <tr> <td>本 部 員</td> <td>各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員</td> </tr> </table> <p>①部長会議</p> <p>本部長、副本部長、警戒本部各部長で構成し、本部長が招集する。</p> <p>②統括部</p> <p>統括部長は<u>防災危機管理監</u>があたり、県災害対策本部活動要領に定める各班を置く。</p> <p>県警戒本部は、特別のとき(例えば庁舎被災等)を除き、県庁防災新館会議室に設置する。</p>	本部長	知事	副本部長	副知事、 <u>総務部長</u> 、県警察本部長	本 部 員	各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員	<p>第4章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動</p> <p>1 県</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 警戒宣言発令時(東海地震予知情報発表)の体制</p> <p>ア 山梨県地震災害警戒本部</p> <p>知事は、山梨県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)を設置する。県警戒本部の概要は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1160 571 1496 619"> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1160 651 1868 699"> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、<u>防災局長</u>、県警察本部長</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1111 730 1868 874"> <tr> <td>本 部 員</td> <td>各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員</td> </tr> </table> <p>①部長会議</p> <p>本部長、副本部長、警戒本部各部長で構成し、本部長が招集する。</p> <p>②統括部</p> <p>統括部長は<u>防災局長</u>があたり、県災害対策本部活動要領に定める各班を置く。</p> <p>県警戒本部は、特別のとき(例えば庁舎被災等)を除き、県庁防災新館会議室に設置する。</p>	本部長	知事	副本部長	副知事、 <u>防災局長</u> 、県警察本部長	本 部 員	各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員	<p>防災危機 管理課修 正</p>
本部長	知事														
副本部長	副知事、 <u>総務部長</u> 、県警察本部長														
本 部 員	各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員														
本部長	知事														
副本部長	副知事、 <u>防災局長</u> 、県警察本部長														
本 部 員	各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員														
316	<p>第3節 情報の内容と伝達</p> <p>1 東海地震に関連する情報等の伝達</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県内各機関への各種伝達系統図</p>	<p>第3節 情報の内容と伝達</p> <p>1 東海地震に関連する情報等の伝達</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県内各機関への各種伝達系統図</p>	<p>関東農政 局・広聴 広報グル</p>												

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

<p>ア 警戒本部設置以前の勤務時間外</p> <p>イ 勤務時間内及び警戒本部設置後</p>	<p>ア 警戒本部設置以前の勤務時間外</p> <p>イ 勤務時間内及び警戒本部設置後</p>	<p>ー プ 修 正</p>
<p>2 応急対策実施状況等の収集伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収集、伝達の方法、内容等</p> <p>① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。</p>	<p>2 応急対策実施状況等の収集伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収集、伝達の方法、内容等</p> <p>① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。</p>	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

317	関係機関名	報告事項	関係機関名	報告事項	関東信越厚生局修正
	関東信越厚生局(国立病院)	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)			
	関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)	関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)	
	関東農政局(山梨県拠点)	主要食糧の県内在庫状況	関東農政局(山梨県拠点)	主要食糧の県内在庫状況	
	関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数	関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数	
	J R	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に滞留している旅客数	J R	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に滞留している旅客数	
	東日本電信電話(株) 山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況	東日本電信電話(株) 山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況	
	日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数	日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数	
	中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況	中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況	
	山梨県道路公社	有料道路の交通規制の状況及び車両の走行状況	山梨県道路公社	有料道路の交通規制の状況及び車両の走行状況	
	日本通運山梨支店	緊急輸送車両の確保数	日本通運山梨支店	緊急輸送車両の確保数	
	山梨交通	運転を停止したバス台数及び営業所に滞留している旅客数	山梨交通	運転を停止したバス台数及び営業所に滞留している旅客数	
	富士急行	運転を停止した列車本数及びバス台数、列車内及び駅、営業所等に滞留している旅客数	富士急行	運転を停止した列車本数及びバス台数、列車内及び駅、営業所等に滞留している旅客数	
	山梨県医師会	緊急出動できる救護医療班の数	山梨県医師会	緊急出動できる救護医療班の数	
	関東地方整備局甲府河川国道事務所	一級河川の堤防等の状況、一般国道の交通規制の状況及び車両の走行状況	関東地方整備局甲府河川国道事務所	一級河川の堤防等の状況、一般国道の交通規制の状況及び車両の走行状況	
	()内は、県警戒本部設置前の体制による情報伝達ルート		()内は、県警戒本部設置前の体制による情報伝達ルート		

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由												
321	<p>第6節 県民生活防災応急活動</p> <p>1 食糧及び生活必需品の調達</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)農林水産省(政策統括官)</p> <p>農林水産省(政策統括官)は、「災害時における食糧供給対策実施要領」に基づき、知事からの要請により、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者に応急用米穀を売却するよう要請する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>第6節 県民生活防災応急活動</p> <p>1 食糧及び生活必需品の調達</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)農林水産省(農産局長)</p> <p>農林水産省(農産局長)は、「災害時における食糧供給対策実施要領」に基づき、知事からの要請により、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者に応急用米穀を売却するよう要請する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>関東農政局修正</p>												
333	<p>第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画</p> <p>第3節 南海トラフ地震臨時情報等について</p> <p>2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1" data-bbox="168 719 1081 1393"> <thead> <tr> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査中</td> <td> <p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、<u>想定震源域内</u>のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p> </td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒</td> <td>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※5}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> </tbody> </table>	キーワード	各キーワードを付記する条件	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、<u>想定震源域内</u>のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合	<p>第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画</p> <p>第3節 南海トラフ地震臨時情報等について</p> <p>2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1" data-bbox="1108 719 2022 1393"> <thead> <tr> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査中</td> <td> <p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、<u>想定震源域内</u>のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p> </td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒</td> <td>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※5}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> </tbody> </table>	キーワード	各キーワードを付記する条件	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、<u>想定震源域内</u>のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合	<p>甲府地方気象台修正</p>
キーワード	各キーワードを付記する条件														
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、<u>想定震源域内</u>のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>														
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合														
キーワード	各キーワードを付記する条件														
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、<u>想定震源域内</u>のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>														
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合														

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

巨大地震注意	<p>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※2が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</p> <p>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

巨大地震注意	<p>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※3が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</p> <p>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1:南海トラフの想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲

※2:モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始

※3:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40 km)では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

※5:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

※1:南海トラフの想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲

※2:モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始

※3:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40 km)では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

※5:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4編 火山編
第1章 総論

第4編 火山編
第1章 総論

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
340	<p>第4節 富士山の現況等</p> <p>2 富士山の活動史</p> <p>(1) (略)</p> <p>なお、宮地(1988)等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」にする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 富士山の現況等</p> <p>2 富士山の活動史</p> <p>(1) (略)</p> <p>なお、宮地(1988)等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」に相当する。</p> <p>(略)</p>	甲府地方 气象台修 正
345	<p>第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準</p> <p>1 噴火警報・火山情報等の種類</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 噴火警戒レベル</p> <p>火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。</p>	<p>第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準</p> <p>1 噴火警報・火山情報等の種類</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 噴火警戒レベル</p> <p>火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。</p>	甲府地方 气象台・ 防災危機 管理課修 正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
		2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1（活火山であること）に留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。	噴火予報	火口内等	1（活火山であること）に留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
347	<p>※噴火の規模の区分は、噴出量により2～13億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 火山情報等 (略)</p> <p>ア 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。<u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u></p> <hr/> <p>イ 噴火速報 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。 <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u> <u>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u> <u>・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u></p> <hr/> <p>ウ～オ (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p>	<p>※噴火の規模の区分は、噴出量により2～13億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 火山情報等 (略)</p> <p>ア 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。<u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある</u>と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。 <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある</u>と判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p> <p>イ 噴火速報 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。 <u>ただし、以下のような場合にも発表する。</u> <u>・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> <u>・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合</u> <u>・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要がある</u>と判断した場合</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p>	<p>甲府地方 気象台修 正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
357	<p>第3節 避難活動体制の整備 2 市町村避難計画の策定 (1)、(2) (略) (3) 富士山周辺市町村は、<u>避難準備情報</u>、避難指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、協定を締結するように努める。 (4) (略)</p>	<p>第3節 避難活動体制の整備 2 市町村避難計画の策定 (1)、(2) (略) (3) 富士山周辺市町村は、<u>高齢者等避難</u>、避難指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、協定を締結するように努める。 (4) (略)</p>	<p>防災危機管理課修正</p>
362	<p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育 1～9 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育 1～9 (略) <u>10 災害教訓の伝承</u> 県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>国土地理院関東地方測量部追加</p>
369	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 4 県の体制 (1)、(2) (略) (3) 県は、噴火警戒レベルに応じて、次に示す富士山噴火対応の体制をとる。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 4 県の体制 (1)、(2) (略) (3) 県は、噴火警戒レベルに応じて、次に示す富士山噴火対応の体制をとる。</p>	<p>防災危機管理課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）
レベル1 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル2 (引き下げ時)	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：防災局長 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班	・災害警戒本部配備設置体制
レベル4 レベル5 噴火開始時	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び 総務部長 、 県警本部長 構成員：各部署長及び防災局長 (統括部長)	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関

噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）
レベル1 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル2 (引き下げ時)	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：防災局長 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班	・災害警戒本部配備設置体制
レベル4 レベル5 噴火開始時	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び 防災局長 、 県警本部長 構成員：各部署長及び防災局長 (統括部長)	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関

371 第2節 県職員の配備体制

4 噴火警報：噴火警戒レベル4(避難準備)以上が発表されたとき又は、知事が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき

第4節 情報の伝達・収集・広報

1 噴火警報・火山情報等の伝達
(1)～(4) (略)

第2節 県職員の配備体制

4 噴火警報：噴火警戒レベル4(高齢者等避難)以上が発表されたとき又は、知事が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき

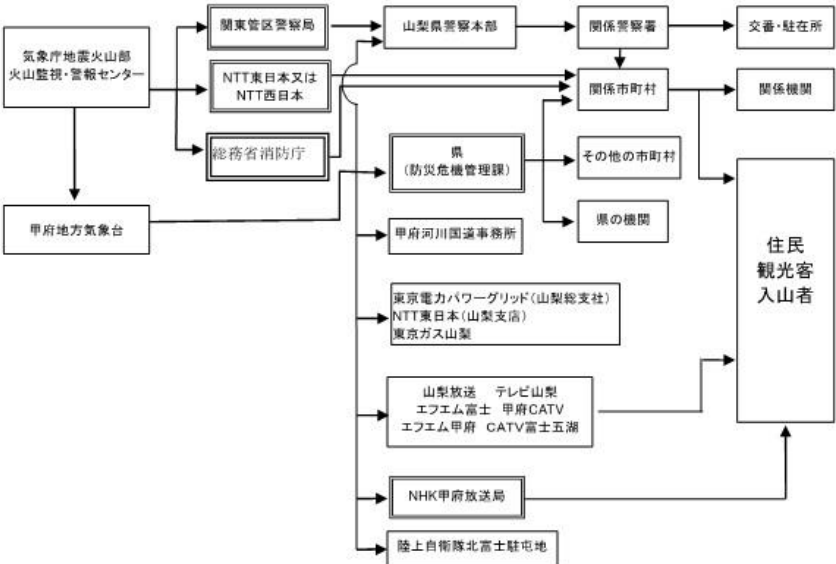
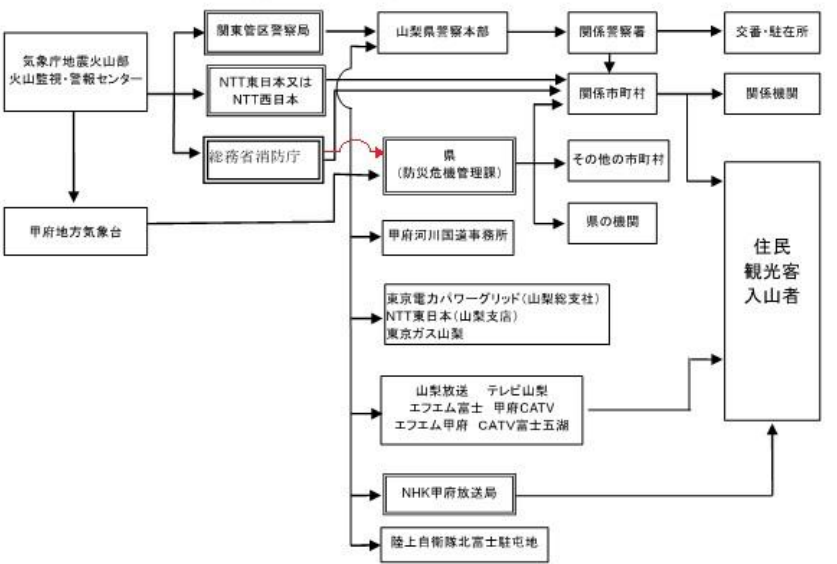
第4節 情報の伝達・収集・広報

1 噴火警報・火山情報等の伝達
(1)～(4) (略)

防災危機
管理課修
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

371	<p>(5) 伝達系統 ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。</p> <p>イ (略)</p> <p>3 避難に関する情報伝達</p>	<p>(5) 伝達系統 ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。</p> <p>イ (略)</p> <p>3 避難に関する情報伝達</p>	<p>甲府地方 气象台修 正</p>
372	<p>(1) 富士山周辺市町村の長は、避難準備情報、避難指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>第5節 避難行動</p>	<p>(1) 富士山周辺市町村の長は、高齢者等避難、避難指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>第5節 避難行動</p>	<p>防災危機 管理課修 正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
373	<p>2 避難指示等</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長 火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに<u>避難準備情報</u>、避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>(2) 知事 富士山周辺市町村の長が<u>避難準備情報</u>、避難指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、富士山周辺市町村の長に代行して避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>(3)、(4)（略）</p>	<p>2 避難指示等</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長 火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに<u>高齢者等避難</u>、避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>(2) 知事 富士山周辺市町村の長が<u>高齢者等避難</u>、避難指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、富士山周辺市町村の長に代行して避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>(3)、(4)（略）</p>	<p>防災危機管理課修正</p>
373	<p>3 避難指示等の内容</p> <p><u>避難準備情報</u>、避難指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時においてすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。</p> <p>(1) 避難対象範囲</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) <u>避難準備情報</u>、避難指示の理由</p> <p>(5) その他の必要な事項</p>	<p>3 避難指示等の内容</p> <p><u>高齢者等避難</u>、避難指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時においてすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。</p> <p>(1) 避難対象範囲</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) <u>高齢者等避難</u>、避難指示の理由</p> <p>(5) その他の必要な事項</p>	<p>防災危機管理課修正</p>
374	<p>6 住民等が実施する自衛措置</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 避難行動要支援者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、富士山周辺市町村の長から<u>避難準備情報</u>の発令があった場合には、早期の避難を行う。</p>	<p>6 住民等が実施する自衛措置</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 避難行動要支援者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、富士山周辺市町村の長から<u>高齢者等避難</u>の発令があった場合には、早期の避難を行う。</p>	<p>防災危機管理課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
376	<p>(3) (略)</p> <p>第8節 家畜避難及び逃走防止 畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4(避難準備)が、発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第8節 家畜避難及び逃走防止 畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4(高齢者等避難)が、発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。</p>	<p>防災危機 管理課 修正</p>
378	<p>第14節 住宅供給の実施 県及び富士山周辺市町村は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供及び民間賃貸住宅の情報提供を実施する。</p>	<p>第14節 住宅供給の実施 県及び富士山周辺市町村は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供及び民間賃貸住宅の情報提供を実施する。</p>	<p>建築住宅 課 修正</p>
	<p><u>2 応急仮設住宅建設用地の確保</u> <u>応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要である。</u> <u>このため、県及び富士山周辺市町村との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施する。</u></p>	<p><u>2 応急仮設住宅建設</u> <u>大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。</u></p>	
		<p><u>3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給</u> <u>大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅を供給する。</u></p>	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表（本編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------